



四半期報告書

(第1期第1四半期)

自 平成22年4月1日

至 平成22年6月30日

NK S J ホールディングス株式会社

(E23924)

四 半 期 報 告 書

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された四半期レビュー報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

目 次

頁

第1期第1四半期 四半期報告書

【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	3
3 【関係会社の状況】	4
4 【従業員の状況】	6
第2 【事業の状況】	7
1 【生産、受注及び販売の状況】	7
2 【事業等のリスク】	7
3 【経営上の重要な契約等】	11
4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	12
第3 【設備の状況】	16
第4 【提出会社の状況】	21
1 【株式等の状況】	21
2 【株価の推移】	49
3 【役員の状況】	50
第5 【経理の状況】	56
1 【四半期連結財務諸表】	57
2 【その他】	79
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	80
四半期レビュー報告書	81
確認書	82

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成22年8月13日

【四半期会計期間】 第1期第1四半期（自平成22年4月1日 至平成22年6月30日）

【会社名】 NKS Jホールディングス株式会社

【英訳名】 NKSJ Holdings, Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役会長 兵 頭 誠
代表取締役社長 佐 藤 正 敏

【本店の所在の場所】 東京都新宿区西新宿一丁目26番1号

【電話番号】 03 (3349) 3000 (代表)

【事務連絡者氏名】 法務部課長 来見田 博 久

【最寄りの連絡場所】 東京都新宿区西新宿一丁目26番1号

【電話番号】 03 (3349) 3000 (代表)

【事務連絡者氏名】 法務部課長 来見田 博 久

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
株式会社大阪証券取引所
(大阪府中央区北浜一丁目8番16号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次		第1期 当第1四半期 連結累計(会計)期間
連結会計期間		自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日
経常収益	(百万円)	663,446
正味収入保険料	(百万円)	504,951
経常利益	(百万円)	23,365
四半期純利益	(百万円)	13,422
純資産額	(百万円)	1,097,536
総資産額	(百万円)	9,061,946
1株当たり純資産額	(円)	658.04
1株当たり四半期 純利益金額	(円)	8.08
潜在株式調整後 1株当たり四半期 純利益金額	(円)	8.07
自己資本比率	(%)	12.06
営業活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	74,234
投資活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	△48,893
財務活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	△26,734
現金及び現金同等物 の四半期末残高	(百万円)	404,036
従業員数	(人)	34,509

- (注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
- 2 当社は平成22年4月1日設立のため、前第1四半期連結累計(会計)期間および前連結会計年度に係る記載はしておりません。

2 【事業の内容】

当社グループは、当社（保険持株会社）および関係会社（子会社72社および関連会社25社）によって構成されており、損害保険事業および生命保険事業等を営んでおります。

当社グループの事業の内容および位置付けは事業系統図のとおりであります。

なお、当社子会社である株式会社損害保険ジャパンは、平成22年6月にFiba Sigorta Anonim Sirketiの普通株式93.36%を取得することについて、当該社の株主と合意しております。普通株式の取得は平成22年10月までに完了する予定です。

事業系統図

(平成22年6月30日現在)

N K S J ホ ー ル デ ィ ン グ ス 株 式 会 社	損害保険事業
	◎ 株式会社損害保険ジャパン ◎ 日本興亜損害保険株式会社 ◎ そんぼ24損害保険株式会社 ◎ セゾン自動車火災保険株式会社 ◎ Sompo Japan Insurance Company of America <アメリカ> ◎ Sompo Japan Insurance Company of Europe Limited <イギリス> ◎ NIPPONKOA Insurance Company (Europe) Limited <イギリス> ◎ NIPPONKOA Management Services (Europe) Limited <イギリス> ◎ Nippon Insurance Company of Europe Limited <イギリス> ◎ Sompo Japan Asia Holdings Pte. Ltd. <シンガポール> ◎ Sompo Japan Insurance (Singapore) Pte. Ltd. <シンガポール> ◎ Tenet Insurance Company Limited <シンガポール> ◎ Sompo Japan Insurance (China) Co., Ltd. <中国> ◎ NIPPONKOA Insurance Company (China) Limited <中国> ◎ Sompo Japan Insurance (Hong Kong) Company Limited <中国> ◎ NIPPONKOA Insurance Company (Asia) Limited <中国> ◎ Yasuda Seguros S.A. <ブラジル> ★ 日立キャピタル損害保険株式会社 ★ Berjaya Sompo Insurance Berhad <マレーシア> ★ Universal Sompo General Insurance Company Limited <インド> ★ Maritima Seguros S.A. <ブラジル> ★ Maritima Saude Seguros S.A. <ブラジル>
	生命保険事業
	◎ 損保ジャパンひまわり生命保険株式会社 ◎ 日本興亜生命保険株式会社 ◎ 損保ジャパン・ディー・アイ・ワイ生命保険株式会社
	その他の事業
	◎ 損保ジャパンDC証券株式会社（確定拠出年金事業および投資信託販売事業） ◎ 株式会社全国訪問健康指導協会（疾病予防など、健康・介護に関する相談業務） ◎ 損保ジャパン・アセットマネジメント株式会社（投資顧問業務および投資信託委託業務） ★ 安田企業投資株式会社（投資事業組合の財産運用および管理業務）

- (注) 1 各記号の意味は次のとおりであります。 ◎：連結子会社 ★：持分法適用関連会社
2 Tenet Insurance Company Limitedは、当社子会社である株式会社損害保険ジャパンが平成22年5月31日付
けで100%の株式を取得した会社であります。

3 【関係会社の状況】

当社グループの関係会社の状況は以下のとおりであります。

(平成22年6月30日現在)

名称	住所	資本金	主要な事業の内容	議決権の所有 (又は被所有) 割合(%)	関係内容
(連結子会社) 株式会社損害保険ジャパン(注)2、3	東京都新宿区	70,000 百万円	損害保険事業	100.0	当社と経営管理契約および建物の賃貸借契約を締結しています。 役員の兼任等 2名
日本興亜損害保険株式会社(注)2、3	東京都千代田区	91,249 百万円	損害保険事業	100.0	当社と経営管理契約を締結しています。 役員の兼任等 2名
そんぽ24損害保険株式会社(注)2	東京都豊島区	19,000 百万円	損害保険事業	100.0 (100.0)	
セゾン自動車火災保険株式会社	東京都豊島区	8,610 百万円	損害保険事業	85.6 (85.6)	
損保ジャパンひまわり生命保険株式会社(注)2	東京都新宿区	17,250 百万円	生命保険事業	100.0 (100.0)	
日本興亜生命保険株式会社(注)2	東京都中央区	20,000 百万円	生命保険事業	100.0 (100.0)	
損保ジャパン・ディー・アイ・ワイ生命保険株式会社(注)2	東京都新宿区	10,100 百万円	生命保険事業	90.0 (90.0)	
損保ジャパンDC証券株式会社	東京都新宿区	3,000 百万円	その他の事業	100.0 (100.0)	
株式会社全国訪問健康指導協会	東京都千代田区	1,286 百万円	その他の事業	96.6 (96.6)	
損保ジャパン・アセットマネジメント株式会社	東京都中央区	1,550 百万円	その他の事業	70.0 (70.0)	
Sompo Japan Insurance Company of America	アメリカ ニューヨーク	12,057千 USD	損害保険事業	100.0 (100.0)	
Sompo Japan Insurance Company of Europe Limited(注)2	イギリス ロンドン	128,700千 GBP	損害保険事業	100.0 (100.0)	
NIPPONKOA Insurance Company (Europe) Limited	イギリス ロンドン	20,000千 GBP	損害保険事業	100.0 (100.0)	
NIPPONKOA Management Services (Europe) Limited	イギリス ロンドン	10千 GBP	損害保険事業	100.0 (100.0)	
Nippon Insurance Company of Europe Limited	イギリス ロンドン	15,000千 GBP	損害保険事業	100.0 (100.0)	
Sompo Japan Asia Holdings Pte. Ltd.	シンガポール シンガポール	141,544千 SGD	損害保険事業	100.0 (100.0)	
Sompo Japan Insurance (Singapore) Pte. Ltd.	シンガポール シンガポール	34,600千 SGD	損害保険事業	100.0 (100.0)	
Tenet Insurance Company Limited	シンガポール シンガポール	44,660千 SGD	損害保険事業	100.0 (100.0)	
Sompo Japan Insurance (China) Co., Ltd.	中国 大連	500,000千 CNY	損害保険事業	100.0 (100.0)	

名称	住所	資本金	主要な事業の内容	議決権の所有 (又は被所有) 割合(%)	関係内容
NIPPONKOA Insurance Company (China) Limited	中国 深セン	300,000千 CNY	損害保険事業	100.0 (100.0)	
Sompo Japan Insurance (Hong Kong) Company Limited	中国 香港	22,270千 HKD	損害保険事業	97.8 (97.8)	
NIPPONKOA Insurance Company (Asia) Limited	中国 香港	50,000千 HKD	損害保険事業	90.0 (90.0)	
Yasuda Seguros S.A. (注) 2	ブラジル サンパウロ	443,572千 BRL	損害保険事業	99.9 (99.9)	
(持分法適用関連会社)					
日立キャピタル損害保険株式会社	東京都千代田区	6,200 百万円	損害保険事業	20.6 (20.6)	
安田企業投資株式会社	東京都千代田区	400 百万円	その他の事業	50.0 (50.0)	
Berjaya Sompo Insurance Berhad	マレーシア クアラルン プール	118,000千 MYR	損害保険事業	30.0 (30.0)	
Universal Sompo General Insurance Company Limited	インド ムンバイ	1,500,000千 INR	損害保険事業	26.0 (26.0)	
Maritima Seguros S.A.	ブラジル サンパウロ	385,499千 BRL	損害保険事業	50.0 (50.0)	
Maritima Saude Seguros S.A.	ブラジル サンパウロ	54,107千 BRL	損害保険事業	0.0 (0.0) [100.0]	

- (注) 1 「主要な事業の内容」欄には、セグメント情報の名称を記載しております。
- 2 特定子会社に該当します。
- 3 有価証券報告書を提出しております。
- 4 上記の関係会社29社はいずれも有価証券届出書を提出していません。
- 5 議決権の所有割合の()内には間接所有割合を内数で、[]内には緊密な者または同意している者の所有割合を外数で記載しております。
- 6 Tenet Insurance Company Limited は、当社子会社である株式会社損害保険ジャパンが平成22年5月31日付けで100%の株式を取得した会社であります。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成22年6月30日現在

従業員数(人)	34,509 (5,339)
---------	------------------

- (注) 1 従業員数は、当社グループ（当社および連結子会社）から当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む就業人員であります。
- 2 従業員数の（ ）内には、臨時従業員の当第1四半期連結会計期間の平均雇用人数を外数で記載しております。
- 3 臨時従業員には、パートタイマーを含み、派遣社員を除いております。

(2) 提出会社の状況

平成22年6月30日現在

従業員数(人)	231 (2)
---------	-----------

- (注) 1 従業員数は、当社グループ会社との兼務者を含む就業人員であります。また、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含みます。
- 2 従業員数の（ ）内には、臨時従業員の当第1四半期会計期間の平均雇用人数を外数で記載しております。
- 3 臨時従業員には、パートタイマーを含み、派遣社員を除いております。

第2 【事業の状況】

1 【生産、受注及び販売の状況】

「生産、受注及び販売の状況」は、保険持株会社における業務の特殊性のため、該当する情報がないので記載しておりません。なお、セグメントごとの業績の状況等については、「4 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」に記載しております。

2 【事業等のリスク】

当社は、平成22年4月1日に株式会社損害保険ジャパンと日本興亜損害保険株式会社が経営統合し、共同株式移転方式により持株会社として設立されました。当社および当社グループの事業その他に関して投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、主として以下のようなものがあります。なお、重要事象等は存在しておりません。本項においては、将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は本四半期報告書提出日において判断したものです。

(1) 日本の経済環境悪化に伴うリスク

わが国経済は、世界経済の改善が続くもとの、輸出や生産の増加により景気は緩やかに回復することが見込まれますが、今後、見込みどおりに回復が進まない場合には、保険事業等に重大な影響を及ぼす可能性があります。また、当社グループは、事業基盤を日本国内に置くとともに、保有する主な運用資産は、有価証券、貸付金等であり、国内株式、国内債、国内融資および国内不動産等、わが国経済の変動に対するリスクが相対的に大きい資産ポートフォリオとなっております。このため、今後わが国の経済環境等が著しく悪化した場合には、当社グループの業績や財政状態などに影響を及ぼす可能性があります。

(2) 損保事業の競争が激化するリスク

わが国の損害保険業界は、規制緩和が進展した結果、主要種目である自動車保険を中心に、既存保険会社間の競争に加え新規参入会社の出現により、価格競争を含めた競争が激化しています。今後、更なる規制緩和の進展などにより、競争が激化した場合には、収益力が低下するなど、当社グループの業績や財政状態などに影響を及ぼす可能性があります。

(3) 規制変更のリスク

当社グループは、保険業法をはじめとする様々な規制に基づき、各種事業を運営しております。今後、これらの規制が新設または変更された場合には、保険商品などの販売やサービスによる収入が減少する、準備金の一層の積み増しが必要となるなど、当社グループの業績や財政状態などに影響を及ぼす可能性があります。

(4) 保険商品に関する自然災害リスク

わが国は、地震・台風・水災・雪害等様々な自然災害リスクを有しておりますが、その発生頻度や発生規模を正確に予測することは困難な状況にあります。当社グループでは、適正な補償内容および料率水準を設定するとともに、このような自然災害リスクに備え、再保険の活用や異常危険準備金の積み立

てを行っておりますが、予想の範囲を上回る頻度や規模の自然災害が発生した場合には、当社グループの業績や財政状態などに影響を及ぼす可能性があります。

(5) 予測を超える損害の発生に伴うリスク

当社グループの主要事業である保険事業は、売上原価が保険金等の支払によって事後的に確定する性質を有しております。保険契約の将来債務については保険契約準備金として積み立てておりますが、現時点で予想できない事象が発生し、通常のパラメータを超える損害が生じた場合には、当社グループの業績や財政状態などに影響を及ぼす可能性があります。

(6) 再保険に関するリスク

当社グループでは、再保険を活用し、巨大損害や自然災害に対するリスク分散に努めておりますが、再保険市場の環境変化により、再保険料が高騰する、あるいは十分な再保険が手当てできない可能性があります。再保険会社の破綻等により、再保険金の一部あるいは全部が回収不能となる信用リスクも伴います。また、当社グループでは、地域、種目およびリスクを選別した再保険の引受を行っておりますが、予想の範囲を上回る巨大損害や自然災害などが発生する場合があります。

これら再保険関連のリスクが発現した場合は、当社グループの業績や財政状態などに影響を及ぼす可能性があります。

(7) 株価下落リスク

当社グループは、主に取引先企業との中長期的な関係維持の観点などから、市場性のある株式を大量に保有しております。株式相場が大幅に下落した場合、売却損や評価損の発生、評価差額金の減少などにより、当社グループの業績や財政状態などに影響を及ぼす可能性があります。

(8) 金利変動リスク

当社グループは、債券や貸付金などの固定金利資産を保有しており、金利上昇により、資産の価値が減少するリスクがあります。一方、当社グループは、積立保険や長期の損害保険・生命保険など、予定利率（契約時にお客様にお約束する運用利回り）を設定した商品を販売しており、金利低下により、実際の運用利回りが予定利率を下回るリスクがあります。また、当社グループが発行している劣後債は、発行から5年経過以降の利払いが変動金利となるため、金利上昇により利払いが増加するリスクがあります。これら金利変動リスクが発現した場合は、当社グループの業績や財政状態などに影響を及ぼす可能性があります。

(9) 信用リスク

当社グループは、株式、債券、貸付金、信用・保証保険契約などを保有しておりますが、株式・債券の発行者、貸付先、信用・保証保険契約の保証先の信用力の低下や破綻等の発生などにより、資産の価値が減少する、貸倒損失や保険金支払いなどが発生するなど、当社グループの業績や財政状態などに影響を及ぼす可能性があります。

(10) 為替変動リスク

当社グループは、米ドル、ユーロなどの外貨建て資産・負債を保有しておりますが、為替変動の影響

により、資産の価値が減少、あるいは負債の価値が増加し、当社グループの業績や財政状態などに影響を及ぼす可能性があります。

(11)流動性リスク

巨大災害の発生や保険契約の解約増加により資金繰りが悪化した場合や、市場の混乱などが生じた場合、通常よりも著しく低い価格での資産売却や著しく不利な条件での資金調達を余儀なくされることにより、当社グループの業績や財政状態などに影響を及ぼす可能性があります。

(12)生命保険事業に関するリスク

生命保険事業は、当社グループにおいて高い成長性を有している分野であり、積極的な事業展開を図っております。しかしながら、生命保険事業は、拡大のために多額の追加的資本が必要となる、または他の生命保険会社との競争により安定的な市場基盤を構築できない、あるいは生命保険商品固有のリスクにより収益性が悪化するなどの様々な事業リスクを有しており、当社グループの業績や財政状態などに影響を及ぼす可能性があります。

(13)海外事業に関するリスク

当社グループは、海外における保険事業の拡大に積極的に取り組んでおりますが、海外の保険市場には、わが国の保険市場にはない各国固有のリスクが存在しております。主なリスクは、現地における政治・社会・経済情勢の急激な変化、為替レートの急激な変動や、突発的な法律・規制の変更、さらに、進出している国や地域によっては、テロ・暴動等による政治的・社会的混乱などもあり、こうしたリスクが当社グループの業績や財政状態などに影響を及ぼす可能性があります。

(14)関連事業に関するリスク

当社グループは、アセットマネジメント事業、リスクコンサルティング事業、ヘルスケア事業、確定拠出年金事業などを展開し、保険事業の枠を超えた商品・サービスを提供しております。これらの事業を展開する市場は、それぞれ厳しい競争に晒されており、期待通りの収益を獲得できない場合には、当社グループの業績や財政状態などに影響を及ぼす可能性があります。

(15)格付の低下に伴うリスク

当社グループの一部の会社は、格付会社より格付を取得しております。格付会社は各社の業績をはじめ、経済環境等を含めた様々な要因により、格付を見直しております。仮に、格付が引き下げられた場合には、営業活動や資金調達コストなどに悪影響が生じ、当社グループの業績や財政状態などに影響を及ぼす可能性があります。

(16)自然災害等の発生に伴う事業中断リスク

当社グループは、首都圏直下型地震や新型インフルエンザ等のパンデミック（世界的な大流行）が発生した場合などの有事に備え、業務継続計画を策定するなど業務継続体制の構築・整備に努めておりますが、その損害の程度によりましては、円滑な業務運営が阻害されることなどにより、当社グループの業績や財政状態などに影響を及ぼす可能性があります。

(17) 情報漏えいに関するリスク

当社グループは、多数のお客様の情報を取り扱っているほか、様々な経営情報等の内部情報を保有しております。これらの情報に関しては、当社グループ各社において、顧客情報管理態勢を整備し、厳重な管理を行っておりますが、万一重大な情報漏えいが発生した場合には、当社グループの社会的信頼・信用が失墜する、あるいは賠償金の支払いが発生する事態を招く恐れがあります。このような場合には、当社グループの業績や財政状態などに影響を及ぼす可能性があります。

(18) 風評リスク

当社グループまたは保険業界に対する風評が、マスコミ報道やインターネットの掲示板への書き込み等により流布した場合に、その内容が正確であるか否かにかかわらず、お客様や投資家の理解・認識に影響を及ぼすことにより、当社グループの社会的信用が毀損される可能性があります。当社グループでは、風評に適時適切に対応することで、影響の極小化を図るよう努めておりますが、悪質な風評が流布した場合には、当社グループの業績や財政状態などに影響を及ぼす可能性があります。

(19) システム統合リスク

当社グループの主要損害保険子会社では、システム構造改革に取り組んでおり、システム一元化を図るとともに、システム基盤・構造の全面刷新をしております。このようなシステム構造改革の実施に伴い、情報システムの停止、誤作動、不正使用等といった通常システム障害に加え、システムの新規開発・統合等により重大なシステム障害が発生する恐れがあります。当社グループでは、こうしたシステム障害の発生が、グループの経営に重大な影響を与える可能性を踏まえ「NK S J グループ システム戦略およびシステムリスク管理に関する基本方針」を定め、実効性のあるシステムリスク管理態勢の整備に努めておりますが、重大なシステム障害が発生した場合には、当社グループの業績や財政状態などに影響を及ぼす可能性があります。

(20) 統合シナジーが十分に発揮されないリスク

当社グループは、経営統合によるシナジー（以下「統合シナジー」）を踏まえた経営数値目標を策定しております。今後、目標の達成に向けて事業別の戦略・各種施策、グループ会社の再編などを実行してまいります。期待される統合シナジーが十分に発揮されない場合には、当社グループの業績や財政状態などに影響を及ぼす可能性があります。

(21) 生命保険会社の合併に関するリスク

当社グループでは、関係当局の認可等を前提として、当社グループ内の損保ジャパンひまわり生命保険株式会社と日本興亜生命保険株式会社の合併を予定しております。合併の時期は、平成23年10月1日を目指しており、現在、合併に向けた準備を両社で進めておりますが、例えば次のような合併に関するリスクが想定され、当社グループの業績や財政状態などに影響を及ぼす可能性があります。

- ・ 合併により期待されるシナジーが十分に発揮されないリスク
- ・ 合併準備の遅延、業務プロセスの変更に伴い混乱が生じるリスク
- ・ 関係当局の認可等が得られないリスク
- ・ 関係当局の認可等が遅延する、その他予期せぬ事態により、合併コストが増大するリスク

(22)その他のリスク

上記のほか、システム障害、事務ミス、役職員による不正行為、法令違反、外部からの犯罪行為、訴訟に伴う賠償金の支払い等の発現により業務の運営に支障が生じる、あるいはお客様の信頼・信用を失い損失が発生する恐れがあります。また、これらを原因として当局から行政処分を受ける等により、当社グループの業績や財政状態などに影響を及ぼす可能性があります。

3 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間における、経営上の重要な契約等は次のとおりです。

契約会社名	相手方の名称	契約内容	契約日
NKS Jホールディングス株式会社	株式会社損害保険ジャパン (連結子会社)	経営管理契約	平成22年4月1日
NKS Jホールディングス株式会社	日本興亜損害保険株式会社 (連結子会社)	経営管理契約	平成22年4月1日

4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、この四半期報告書提出日現在において当社グループ（当社および連結子会社）が判断したものです。

なお、当社は、平成22年4月1日設立のため、前年同四半期連結会計期間との比較および分析は行っておりません。

（注）経常収益等の金額は記載未滿を切り捨てて表示しております。

(1) 経営成績の分析

当第1四半期連結会計期間における日本経済は、アジアを中心とする海外経済の改善を背景に輸出や生産が増加し、緩やかに回復しました。企業収益および景況感は改善し、設備投資の過剰感も縮小しています。雇用情勢は引き続き厳しい状況にありますが、その程度は和らいでおり、所得も下げ止まりつつあります。公共投資は総じて低調に推移していますが、個人消費は耐久消費財を中心に持ち直し傾向にあります。

このような経営環境のもと、当第1四半期連結会計期間における当社グループの業績は次のとおりとなりました。

経常収益は、保険引受収益が6,194億円、資産運用収益が414億円、その他経常収益が25億円となり、合計6,634億円となりました。一方、経常費用は、保険引受費用が5,186億円、資産運用費用が124億円、営業費及び一般管理費が1,055億円、その他経常費用が33億円となり、合計6,400億円となりました。

以上の結果、経常利益は233億円、経常利益に特別利益、特別損失、法人税等および少数株主損失を加減した四半期純利益は134億円となりました。

当社グループのセグメント別の業績は次のとおりです。

① 損害保険事業

正味収入保険料は5,049億円、四半期純利益は150億円となりました。

a) 元受正味保険料（含む収入積立保険料）

区分	当第1四半期連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)		
	金額 (百万円)	構成比 (%)	対前年増減 (△)率(%)
火災	89,069	15.17	—
海上	14,890	2.54	—
傷害	77,847	13.26	—
自動車	252,769	43.06	—
自動車損害賠償責任	66,838	11.39	—
その他	85,564	14.58	—
合計	586,981	100.00	—
(うち収入積立保険料)	(39,147)	(6.67)	—

（注）1 諸数値はセグメント間の内部取引相殺前の金額であります。

2 「元受正味保険料（含む収入積立保険料）」とは、元受保険料から元受解約返戻金および元受その他返戻金を控除したものであります。（積立型保険の積立保険料を含みます。）

b) 正味収入保険料

区分	当第1四半期連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)		
	金額 (百万円)	構成比 (%)	対前年増減 (△)率(%)
火災	56,708	11.23	—
海上	11,471	2.27	—
傷害	50,897	10.08	—
自動車	251,954	49.90	—
自動車損害賠償責任	56,675	11.22	—
その他	77,244	15.30	—
合計	504,951	100.00	—

(注) 諸数値はセグメント間の内部取引相殺前の金額であります。

c) 正味支払保険金

区分	当第1四半期連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)		
	金額 (百万円)	構成比 (%)	対前年増減 (△)率(%)
火災	24,212	8.30	—
海上	6,305	2.16	—
傷害	24,721	8.47	—
自動車	147,739	50.65	—
自動車損害賠償責任	56,715	19.44	—
その他	32,020	10.98	—
合計	291,713	100.00	—

(注) 諸数値はセグメント間の内部取引相殺前の金額であります。

② 生命保険事業

生命保険料は480億円、四半期純損失は6億円となりました。

a) 保有契約高

区分	当第1四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日)	
	金額 (百万円)	対前年度末比 増減(△)率(%)
個人保険	15,492,154	—
個人年金保険	277,140	—
団体保険	3,019,192	—
団体年金保険	—	—

(注) 1 諸数値はセグメント間の内部取引相殺前の金額であります。

2 個人年金保険については、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金を合計したものであります。

b) 新契約高

区分	当第1四半期連結会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)		
	新契約+転換 による純増加 (百万円)	新契約 (百万円)	転換による 純増加 (百万円)
個人保険	693,607	693,607	—
個人年金保険	3,138	3,138	—
団体保険	11,344	11,344	—
団体年金保険	—	—	—

(注) 1 諸数値はセグメント間の内部取引相殺前の金額であります。

2 新契約・転換による純増加の個人年金保険の金額は年金支払開始時における年金原資であります。

(2) キャッシュ・フローの状況の分析

当第1四半期連結会計期間に係る区分ごとのキャッシュ・フローの状況は以下のとおりです。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは742億円となりました。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは△488億円となりました。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは△267億円となりました。

以上の結果、当第1四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物の残高は、4,040億円となりました。

(3) 事業上および財務上の対処すべき課題

平成22年度はNK S Jホールディングス株式会社発足の初年度となります。NK S Jグループは、『成長』『信頼』No. 1を旗印に、経営統合シナジーの早期実現と成長分野への経営資源投下を戦略的に実行することにより、グループ収益を向上させ、持続的成長と企業価値の向上を目指します。

<NK S Jグループの経営基本方針>

NK S Jグループは、保険、金融事業の社会的責任と公共的使命を認識し、透明性の高いガバナンス態勢の構築とリスク管理、コンプライアンスの実効性確保を事業展開の大前提として、グループ全体の経営戦略を遂行し持続的な成長を目指します。

1. グループ内のあらゆる分野で連携し、経営統合の効果を早期にかつ確実に実現することにより、経営効率を高めます。
2. 経営統合により強固となる財務基盤や人的資源を活用し、成長分野へ戦略的に経営資源を投入することにより、グループベースでの収益を向上させ、企業価値の拡大を目指します。
3. 全てのサービスプロセスにおいて業務品質の向上に取り組み、お客さまに最高品質の安心とサービスを提供することにより信頼を高めます。
4. 環境・健康・医療等、社会的課題に対して本業の強みを活かしつつ、ステークホルダーとの積極的な対話を通じて、企業としての社会的責任を果たし、持続可能な社会の実現に貢献します。
5. グループ内での人材交流、ノウハウの有効活用や組織の活性化を積極的に図り、自由闊達・オープンで活力溢れるグループを実現し、社員とともに成長します。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当社グループの主要な設備の状況は以下のとおりです。

なお、当第1四半期連結会計期間において、主要な設備の重要な異動はありません。

① 提出会社

(平成22年6月30日現在)

店名 (所在地)	所属出先 機関(店)	セグメント の名称	帳簿価額(百万円)				従業員数 (人)	年間 賃借料 (百万円)
			土地 (面積㎡) [面積㎡]	建物	動産	リース 資産		
本店 (東京都新宿区)	—	その他の 事業	—	236	50	—	231	107

② 国内子会社

(平成22年6月30日現在)

会社名	店名 (所在地)	所属出先 機関(店)	セグメント の名称	帳簿価額(百万円)				従業員数 (人)	年間 賃借料 (百万円)
				土地 (面積㎡) [面積㎡]	建物	動産	リース 資産		
株式会社 損害保険 ジャパン	本店 東京本部含む (東京都新宿区) ほか東京地区 4支店	43	損害保険 事業	42,824 (347,704.30) [1,283.73]	29,295	15,232	2,295	5,310	3,536
	神奈川本部 (東京都新宿区) ほか本部管下 2支店	11	損害保険 事業	553 (2,562.79)	1,004	192	85	758	337
	埼玉本部 (東京都新宿区) ほか本部管下 2支店	12	損害保険 事業	2,820 (2,969.51)	879	181	53	591	222
	千葉本部 (東京都新宿区) ほか本部管下 2支店	12	損害保険 事業	261 (1,548.48)	188	115	54	513	460
	北海道本部 (札幌市中央区) ほか本部管下 4支店	21	損害保険 事業	1,301 (6,152.96)	1,567	255	82	746	103
	東北本部 (仙台市 宮城野区) ほか本部管下 6支店	40	損害保険 事業	2,107 (5,657.15)	1,600	376	104	1,078	580
	関東本部 (東京都新宿区) ほか本部管下 4支店	21	損害保険 事業	1,228 (4,470.53)	1,864	309	107	991	338
	静岡本部 (名古屋市中区) ほか本部管下 2支店	11	損害保険 事業	609 (2,148.83)	958	137	55	552	160
	中部本部 (名古屋市中区) ほか本部管下 4支店	25	損害保険 事業	4,073 (9,643.67) [121.19]	2,776	428	126	1,505	269
	信越本部 (東京都新宿区) ほか本部管下 2支店	19	損害保険 事業	1,858 (5,846.20)	945	207	63	603	158

会社名	店名 (所在地)	所属出先 機関(店)	セグメント の名称	帳簿価額(百万円)				従業員数 (人)	年間 賃借料 (百万円)
				土地 (面積㎡) [面積㎡]	建物	動産	リース 資産		
株式会社 損害保険 ジャパン	北陸本部 (大阪市中央区) ほか本部管下 3支店	15	損害保険 事業	1,062 (3,808.78)	1,301	181	42	530	48
	関西第一本部 (大阪市中央区) ほか本部管下 4支店	17	損害保険 事業	7,365 (21,279.02)	6,398	562	267	1,653	466
	関西第二本部 (大阪市中央区) ほか本部管下 4支店	16	損害保険 事業	1,993 (2,766.93)	1,129	224	62	699	319
	中国本部 (広島市中区) ほか本部管下 5支店	24	損害保険 事業	2,253 (8,016.65)	2,113	297	77	892	158
	四国本部 (高松市紺屋町) ほか本部管下 4支店	19	損害保険 事業	1,645 (4,498.41)	1,011	180	48	628	70
	九州本部 (福岡市博多区) ほか本部管下 11支店	49	損害保険 事業	3,234 (10,310.05) [7.83]	3,335	599	195	2,053	573
日本興亜 損害保険 株式会社	本店 (東京都 千代田区)	26	損害保険 事業	48,110 (112,893.94) [20,542.87]	19,968	4,036	49	2,618	521
	北海道本部 (札幌市中央区) ほか本部管下 4支店	12	損害保険 事業	437 (5,946.25)	1,032	134	—	459	113
	東北本部 (仙台市青葉区) ほか本部管下 6支店	24	損害保険 事業	2,666 (9,300.90)	1,396	167	—	597	103
	関東本部 (東京都台東区) ほか本部管下 6支店	22	損害保険 事業	2,171 (11,060.74)	1,386	249	—	901	142
	関東本部 (さいたま市 大宮区) ほか本部管下 4支店	18	損害保険 事業	2,869 (6,659.03)	1,053	152	—	669	182
	首都圏本部 (東京都豊島区) ほか本部管下 10支店	25	損害保険 事業	2,221 (6,881.23) [393.52]	2,947	259	—	1,182	539
	中部本部 (名古屋市中区) ほか本部管下 9支店	25	損害保険 事業	3,443 (10,161.67)	1,600	228	—	1,196	375
	関西本部 (大阪市西区) ほか本部管下 7支店	19	損害保険 事業	4,230 (5,060.34)	2,649	281	—	1,338	351
	中国四国本部 (広島市中区) ほか本部管下 7支店	24	損害保険 事業	2,855 (8,154.84)	1,710	215	—	861	189
	九州本部 (福岡市博多区) ほか本部管下 7支店	25	損害保険 事業	812 (4,073.32)	710	166	—	770	218

会社名	店名 (所在地)	所属出先 機関(店)	セグメント の名称	帳簿価額(百万円)				従業員数 (人)	年間 賃借料 (百万円)
				土地 (面積㎡) [面積㎡]	建物	動産	リース 資産		
そんぽ24損害保険株式会社	本店 (東京都豊島区)	—	損害保険 事業	—	36	133	—	200	173
セゾン自動車火災保険株式会社	本店 (東京都豊島区)	27	損害保険 事業	—	20	3	264	501	153
損保ジャパンひまわり生命保険株式会社	本店 (東京都新宿区)	83	生命保険 事業	—	437	84	696	1,899	2,481
日本興亜生命保険株式会社	本店 (東京都中央区)	10	生命保険 事業	—	29	137	—	595	354
損保ジャパン・ディー・アイ・ワイ生命保険株式会社	本店 (東京都新宿区)	—	生命保険 事業	—	23	37	16	54	101
損保ジャパンDC証券株式会社	本店 (東京都新宿区)	—	その他の 事業	—	19	43	—	68	80
株式会社全国訪問健康指導協会	本店 (東京都千代田区)	5	その他の 事業	—	9	17	—	95	13
損保ジャパン・アセットマネジメント株式会社	本店 (東京都中央区)	—	その他の 事業	—	79	48	—	84	155

③ 在外子会社

(平成22年6月30日現在)

会社名	店名 (所在地)	所属出先 機関(店)	セグメント の名称	帳簿価額(百万円)				従業員数 (人)	年間 賃借料 (百万円)
				土地 (面積㎡) [面積㎡]	建物	動産	リース 資産		
Sompo Japan Insurance Company of America	本店 (アメリカ ニューヨーク)	4	損害保険 事業	—	—	25	—	86	92
Sompo Japan Insurance Company of Europe Limited	本店 (イギリス ロンドン)	6	損害保険 事業	—	—	40	—	76	108
NIPPONKOA Insurance Company (Europe) Limited	本店 (イギリス ロンドン)	5	損害保険 事業	—	—	2	—	9	5
NIPPONKOA Management Services (Europe) Limited	本店 (イギリス ロンドン)	—	損害保険 事業	—	—	8	—	11	21

会社名	店名 (所在地)	所属出先 機関(店)	セグメント の名称	帳簿価額(百万円)				従業員数 (人)	年間 賃借料 (百万円)
				土地 (面積㎡) [面積㎡]	建物	動産	リース 資産		
Nippon Insurance Company of Europe Limited	本店 (イギリス ロンドン)	6	損害保険 事業	—	—	—	—	1	—
Sompo Japan Asia Holdings Pte. Ltd.	本店 (シンガポール シンガポール)	—	損害保険 事業	—	1	4	—	16	4
Sompo Japan Insurance (Singapore) Pte. Ltd.	本店 (シンガポール シンガポール)	—	損害保険 事業	—	0	2	—	70	24
Tenet Insurance Company Limited	本店 (シンガポール シンガポール)	—	損害保険 事業	—	1	12	—	81	6
Sompo Japan Insurance (China) Co., Ltd.	本店 (中国 大連)	2	損害保険 事業	—	—	128	—	257	220
NIPPONKOA Insurance Company (China) Limited	本店 (中国 深セン)	—	損害保険 事業	—	—	48	—	28	21
Sompo Japan Insurance (Hong Kong) Company Limited	本店 (中国 香港)	—	損害保険 事業	—	—	15	—	63	—
NIPPONKOA Insurance Company (Asia) Limited	本店 (中国 香港)	—	損害保険 事業	—	—	19	—	26	35
Yasuda Seguros S. A.	本店 (ブラジル サンパウロ)	9	損害保険 事業	85 (3,337.00)	786	207	—	365	42

(注) 1 上記はすべて営業用設備です。

2 国内子会社である株式会社損害保険ジャパンおよび日本興亜損害保険株式会社の所属出先機関数は、支社、営業所および海外駐在員事務所の合計です。なお、海外駐在員事務所は、本店に含めています。

3 土地を賃借している場合には、[] 内に賃借面積を記載しています。

4 年間賃借料には、土地または建物を賃借している場合の賃借料を記載しています。

5 年間賃借料には、グループ会社間の取引相殺前の金額を記載しています。

- 6 上記のほか、主要な賃貸用設備として以下のものがあります。

会社名	設備名	帳簿価額(百万円)	
		土地 (面積㎡)	建物 (面積㎡)
株式会社損害保険ジャパン	横浜東口ビル (横浜市西区)	1,305 (3,464.05)	4,273 (32,106.36)
日本興亜損害保険株式会社	肥後橋ビル (大阪市西区)	3,295 (1,987.74)	1,595 (17,015.49)
日本興亜損害保険株式会社	銀座ビル (東京都中央区)	6,130 (1,172.40)	610 (9,387.80)
株式会社損害保険ジャパン	立川ビル (東京都立川市)	6,681 (1,356.93)	2,187 (9,038.11)
株式会社損害保険ジャパン	名古屋ビル (名古屋市中区)	441 (939.99)	738 (7,868.43)

- 7 上記のほか、主要な設備のうち、リース契約によるものとして以下のものがあります。なお、年間リース料は、平成21年度のものであります。

会社名	設備の内容	年間リース料(百万円)
株式会社損害保険ジャパン	電子計算機等 (事務本部ビル)	1,221
株式会社損害保険ジャパン	電子計算機等 (本社ビル・立川ビル合計)	184
日本興亜損害保険株式会社	電子計算機およびその周辺機器	174

(2) 設備の新設、除却等の計画

平成22年6月30日現在の重要な設備の新設、除却等の計画は次のとおりです。これは、当第1四半期連結会計期間において、新たに確定したものです。

会社名 設備名	所在地	セグメント の名称	内容	投資予定金額(百万円)		資金調達 方法	着手年月	完了予定 年月
				総額	既支払額			
日本興亜損害 保険株式会社 肥後橋ビル	大阪市 西区	損害保険 事業	改修	1,990	—	自己資金	平成22年 12月	平成24年 6月

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	5,000,000,000
計	5,000,000,000

② 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成22年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成22年8月13日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	1,661,409,178	1,661,409,178	東京証券取引所 (市場第一部) 大阪証券取引所 (市場第一部)	単元株式数は1,000株です。
計	1,661,409,178	1,661,409,178	—	—

(注) 提出日現在発行数には、平成22年8月1日からこの四半期報告書提出日までの間に新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

株式会社損害保険ジャパンおよび日本興亜損害保険株式会社が発行していた新株予約権は、平成22年4月1日をもって消滅し、同日当該新株予約権の新株予約権者に対してこれに代わる当社の新株予約権を交付しました。当社が交付した新株予約権の内容は以下のとおりです。

NK S J ホールディングス株式会社第1回新株予約権

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の数(個)	125 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	125,000 (注) 1、2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	777 (注) 3
新株予約権の行使期間	平成22年4月1日～平成24年6月27日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 777 資本組入額 (注) 4
新株予約権の行使の条件	(注) 5
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要します。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 6

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1,000株です。

- 2 当社が株式分割(当社普通株式の株式無償割当を含みます。)または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割(または併合)の比率

- 3 新株予約権発行後、当社が株式分割(当社普通株式の株式無償割当を含みます。)または株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行(新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除きます。)を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

前記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「新株式発行前の時価」を「処分前の時価」にそれぞれ読み替えるものとします。

- 4 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項は、次のとおりです。

- (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。
- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とします。

- 5 新株予約権の行使の条件は次のとおりです。
- (1) 新株予約権の割当を受けた者が株式会社損害保険ジャパンの取締役または執行役員のいずれの地位も失った場合は、その日から5年以内（ただし、新株予約権の行使期間の末日までとします。）に限り、権利を行使することができます。
 - (2) 新株予約権者が死亡した場合は、その日から5年以内（ただし、株式会社損害保険ジャパンの取締役または執行役員のいずれの地位も失った後に死亡した場合には、地位を失った日から5年以内）に限り、相続人（ただし、配偶者に限ります。）が権利を行使することができます。
 - (3) 新株予約権者は、新株予約権を第三者に譲渡、質入れその他の処分をすることができません。
 - (4) その他の権利行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによります。
- 6 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項は次のとおりです。
- 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限ります。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編成行為」といいます。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」といいます。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」といいます。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限ります。
- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。
 - (2) 新株予約権の目的となる再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とします。
 - (3) 新株予約権の目的となる再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、上記（注）2に準じて決定します。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記（注）3で定められる財産の価額を組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、調整して得られる金額とします。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権の行使期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権の行使期間の満了日までとします。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
上記（注）4に準じて決定します。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
新株予約権を譲渡するには再編成対象会社の取締役会の承認を要します。
 - (8) 会社が新株予約権を取得することができる事由および取得の条件
以下の取扱いに準じて決定します。
下記①から⑤までの議案につき、当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができます。
 - ① 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - ② 当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案
 - ③ 当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案
 - ④ 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - ⑤ 新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - (9) その他の新株予約権の行使の条件
上記（注）5に準じて決定します。

NK S J ホールディングス株式会社第2回新株予約権

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の数(個)	10 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	10,000 (注) 1、2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	712 (注) 3
新株予約権の行使期間	平成22年4月1日～平成24年6月27日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 712 資本組入額 (注) 4
新株予約権の行使の条件	(注) 5
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要します。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 6

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1,000株です。

2 上記NK S J ホールディングス株式会社第1回新株予約権の (注) 2を参照してください。

3 上記NK S J ホールディングス株式会社第1回新株予約権の (注) 3を参照してください。

4 上記NK S J ホールディングス株式会社第1回新株予約権の (注) 4を参照してください。

5 上記NK S J ホールディングス株式会社第1回新株予約権の (注) 5を参照してください。

6 上記NK S J ホールディングス株式会社第1回新株予約権の (注) 6を参照してください。

NK S J ホールディングス株式会社第3回新株予約権

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の数(個)	20 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	20,000 (注) 1、2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	581 (注) 3
新株予約権の行使期間	平成22年4月1日～平成24年6月27日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 581 資本組入額 (注) 4
新株予約権の行使の条件	(注) 5
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要します。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 6

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1,000株です。

2 上記NK S J ホールディングス株式会社第1回新株予約権の (注) 2を参照してください。

3 上記NK S J ホールディングス株式会社第1回新株予約権の (注) 3を参照してください。

4 上記NK S J ホールディングス株式会社第1回新株予約権の (注) 4を参照してください。

5 上記NK S J ホールディングス株式会社第1回新株予約権の (注) 5を参照してください。

6 上記NK S J ホールディングス株式会社第1回新株予約権の (注) 6を参照してください。

NK S J ホールディングス株式会社第 4 回新株予約権

	第 1 四半期会計期間末現在 (平成22年 6 月30日)
新株予約権の数(個)	20 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	20,000 (注) 1、2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	574 (注) 3
新株予約権の行使期間	平成22年 4 月 1 日～平成24年 6 月27日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 574 資本組入額 (注) 4
新株予約権の行使の条件	(注) 5
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要します。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 6

(注) 1 新株予約権 1 個につき目的となる株式の数は、1,000株です。

2 上記NK S J ホールディングス株式会社第 1 回新株予約権の (注) 2 を参照してください。

3 上記NK S J ホールディングス株式会社第 1 回新株予約権の (注) 3 を参照してください。

4 上記NK S J ホールディングス株式会社第 1 回新株予約権の (注) 4 を参照してください。

5 上記NK S J ホールディングス株式会社第 1 回新株予約権の (注) 5 を参照してください。

6 上記NK S J ホールディングス株式会社第 1 回新株予約権の (注) 6 を参照してください。

NK S J ホールディングス株式会社第 5 回新株予約権

	第 1 四半期会計期間末現在 (平成22年 6 月30日)
新株予約権の数(個)	85 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	85,000 (注) 1、2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	735 (注) 3
新株予約権の行使期間	平成22年 4 月 1 日～平成25年 6 月27日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 735 資本組入額 (注) 4
新株予約権の行使の条件	(注) 5
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要します。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 6

(注) 1 新株予約権 1 個につき目的となる株式の数は、1,000株です。

2 上記NK S J ホールディングス株式会社第 1 回新株予約権の (注) 2 を参照してください。

3 上記NK S J ホールディングス株式会社第 1 回新株予約権の (注) 3 を参照してください。

4 上記NK S J ホールディングス株式会社第 1 回新株予約権の (注) 4 を参照してください。

5 上記NK S J ホールディングス株式会社第 1 回新株予約権の (注) 5 を参照してください。

6 上記NK S J ホールディングス株式会社第 1 回新株予約権の (注) 6 を参照してください。

NK S J ホールディングス株式会社第 6 回新株予約権

	第 1 四半期会計期間末現在 (平成22年 6 月 30 日)
新株予約権の数(個)	125 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	125,000 (注) 1、2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	901 (注) 3
新株予約権の行使期間	平成22年 4 月 1 日～平成25年 6 月 27 日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 901 資本組入額 (注) 4
新株予約権の行使の条件	(注) 5
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要します。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 6

(注) 1 新株予約権 1 個につき目的となる株式の数は、1,000株です。

2 上記NK S J ホールディングス株式会社第 1 回新株予約権の (注) 2 を参照してください。

3 上記NK S J ホールディングス株式会社第 1 回新株予約権の (注) 3 を参照してください。

4 上記NK S J ホールディングス株式会社第 1 回新株予約権の (注) 4 を参照してください。

5 上記NK S J ホールディングス株式会社第 1 回新株予約権の (注) 5 を参照してください。

6 上記NK S J ホールディングス株式会社第 1 回新株予約権の (注) 6 を参照してください。

NK S J ホールディングス株式会社第7回新株予約権

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の数(個)	235 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	235,000 (注) 1、2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,167 (注) 3
新株予約権の行使期間	平成22年4月1日～平成26年6月29日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,167 資本組入額 (注) 4
新株予約権の行使の条件	(注) 5
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要します。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 6

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1,000株です。

2 上記NK S J ホールディングス株式会社第1回新株予約権の (注) 2を参照してください。

3 上記NK S J ホールディングス株式会社第1回新株予約権の (注) 3を参照してください。

4 上記NK S J ホールディングス株式会社第1回新株予約権の (注) 4を参照してください。

5 上記NK S J ホールディングス株式会社第1回新株予約権の (注) 5を参照してください。

6 上記NK S J ホールディングス株式会社第1回新株予約権の (注) 6を参照してください。

NK S J ホールディングス株式会社第 8 回新株予約権

	第 1 四半期会計期間末現在 (平成22年 6 月30日)
新株予約権の数(個)	247 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	247,000 (注) 1、2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,082 (注) 3
新株予約権の行使期間	平成22年 4 月 1 日～平成26年 6 月29日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,082 資本組入額 (注) 4
新株予約権の行使の条件	(注) 5
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要します。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 6

(注) 1 新株予約権 1 個につき目的となる株式の数は、1,000株です。

2 上記NK S J ホールディングス株式会社第 1 回新株予約権の (注) 2 を参照してください。

3 上記NK S J ホールディングス株式会社第 1 回新株予約権の (注) 3 を参照してください。

4 上記NK S J ホールディングス株式会社第 1 回新株予約権の (注) 4 を参照してください。

5 上記NK S J ホールディングス株式会社第 1 回新株予約権の (注) 5 を参照してください。

6 上記NK S J ホールディングス株式会社第 1 回新株予約権の (注) 6 を参照してください。

NK S J ホールディングス株式会社第9回新株予約権

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の数(個)	363 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	363,000 (注) 1、2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,148 (注) 3
新株予約権の行使期間	平成22年4月1日～平成27年6月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,148 資本組入額 (注) 4
新株予約権の行使の条件	(注) 5
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要します。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 6

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1,000株です。

2 上記NK S J ホールディングス株式会社第1回新株予約権の (注) 2を参照してください。

3 上記NK S J ホールディングス株式会社第1回新株予約権の (注) 3を参照してください。

4 上記NK S J ホールディングス株式会社第1回新株予約権の (注) 4を参照してください。

5 上記NK S J ホールディングス株式会社第1回新株予約権の (注) 5を参照してください。

6 上記NK S J ホールディングス株式会社第1回新株予約権の (注) 6を参照してください。

NK S J ホールディングス株式会社第10回新株予約権

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の数(個)	365 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	365,000 (注) 1、2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,665 (注) 3
新株予約権の行使期間	平成22年4月1日～平成27年6月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,665 資本組入額 (注) 4
新株予約権の行使の条件	(注) 5
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要します。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 6

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1,000株です。

2 上記NK S J ホールディングス株式会社第1回新株予約権の (注) 2を参照してください。

3 上記NK S J ホールディングス株式会社第1回新株予約権の (注) 3を参照してください。

4 上記NK S J ホールディングス株式会社第1回新株予約権の (注) 4を参照してください。

5 上記NK S J ホールディングス株式会社第1回新株予約権の (注) 5を参照してください。

6 上記NK S J ホールディングス株式会社第1回新株予約権の (注) 6を参照してください。

NK S J ホールディングス株式会社第11回新株予約権

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の数(個)	324 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	324,000 (注) 1、2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,598 (注) 3
新株予約権の行使期間	平成22年4月1日～平成28年6月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,068 資本組入額 (注) 4
新株予約権の行使の条件	(注) 5
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要します。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 6

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1,000株です。

2 上記NK S J ホールディングス株式会社第1回新株予約権の (注) 2を参照してください。

3 上記NK S J ホールディングス株式会社第1回新株予約権の (注) 3を参照してください。

4 上記NK S J ホールディングス株式会社第1回新株予約権の (注) 4を参照してください。

5 上記NK S J ホールディングス株式会社第1回新株予約権の (注) 5を参照してください。

6 上記NK S J ホールディングス株式会社第1回新株予約権の (注) 6を参照してください。

NK S J ホールディングス株式会社第12回新株予約権

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の数(個)	316 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	316,000 (注) 1、2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,623 (注) 3
新株予約権の行使期間	平成22年4月1日～平成28年6月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,138 資本組入額 (注) 4
新株予約権の行使の条件	(注) 5
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要します。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 6

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1,000株です。

2 上記NK S J ホールディングス株式会社第1回新株予約権の (注) 2を参照してください。

3 上記NK S J ホールディングス株式会社第1回新株予約権の (注) 3を参照してください。

4 上記NK S J ホールディングス株式会社第1回新株予約権の (注) 4を参照してください。

5 上記NK S J ホールディングス株式会社第1回新株予約権の (注) 5を参照してください。

6 上記NK S J ホールディングス株式会社第1回新株予約権の (注) 6を参照してください。

NK S J ホールディングス株式会社第13回新株予約権

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の数(個)	403 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	403,000 (注) 1、2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,547 (注) 3
新株予約権の行使期間	平成22年4月1日～平成29年6月27日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,926 資本組入額 (注) 4
新株予約権の行使の条件	(注) 5
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要します。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 6

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1,000株です。

2 上記NK S J ホールディングス株式会社第1回新株予約権の (注) 2を参照してください。

3 上記NK S J ホールディングス株式会社第1回新株予約権の (注) 3を参照してください。

4 上記NK S J ホールディングス株式会社第1回新株予約権の (注) 4を参照してください。

5 上記NK S J ホールディングス株式会社第1回新株予約権の (注) 5を参照してください。

6 上記NK S J ホールディングス株式会社第1回新株予約権の (注) 6を参照してください。

NK S J ホールディングス株式会社第14回新株予約権

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の数(個)	382 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	382,000 (注) 1、2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	990 (注) 3
新株予約権の行使期間	平成22年4月1日～平成29年6月27日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,226 資本組入額 (注) 4
新株予約権の行使の条件	(注) 5
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要します。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 6

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1,000株です。

2 上記NK S J ホールディングス株式会社第1回新株予約権の (注) 2を参照してください。

3 上記NK S J ホールディングス株式会社第1回新株予約権の (注) 3を参照してください。

4 上記NK S J ホールディングス株式会社第1回新株予約権の (注) 4を参照してください。

5 上記NK S J ホールディングス株式会社第1回新株予約権の (注) 5を参照してください。

6 上記NK S J ホールディングス株式会社第1回新株予約権の (注) 6を参照してください。

NK S J ホールディングス株式会社第15回新株予約権

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の数(個)	2,227 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	222,700 (注) 1、2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1
新株予約権の行使期間	平成22年4月1日～平成45年8月11日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 941 資本組入額 (注) 3
新株予約権の行使の条件	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要します。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、100株です。

- 2 当社が、当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当を含みます。)または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整します。ただし、かかる調整は、本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。
- 調整後株式数=調整前株式数×分割(または併合)の比率
- 3 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項は、次のとおりです。
- (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会計計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。
- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とします。
- 4 新株予約権の行使の条件は次のとおりです。
- (1) 新株予約権は、新株予約権の行使期間内において、株式会社損害保険ジャパンの取締役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までの期間に限り、権利を行使することができます。
- (2) 新株予約権者は、株式会社損害保険ジャパンの取締役または執行役員の地位に基づき割当てを受けた新株予約権(株式報酬型ストックオプション)については、保有するすべての新株予約権の全個数を一括して行使するものとし、その一部のみを行使することができません。
- (3) 新株予約権者は、新株予約権に関して第三者に対する譲渡、質入れその他の処分をすることができません。
- (4) その他の権利行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによります。
- 5 組織再編成に伴う新株予約権の交付に関する事項は次のとおりです。
- 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限ります。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編成行為」といいます。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」といいます。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編成対象会社」といいます。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。
- (2) 新株予約権の目的となる再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とします。
- (3) 新株予約権の目的となる再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、上記（注）2に準じて決定します。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株あたりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額について、組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、調整して得られる金額とします。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権の行使期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権の行使期間の満了日までとします。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
上記（注）3に準じて決定します。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
新株予約権を譲渡するには再編成対象会社の取締役会の承認を要します。
- (8) 会社が新株予約権を取得することができる事由および取得の条件
以下の取扱いに準じて決定します。
下記①から⑤までの議案につき、当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができます。
 - ① 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - ② 当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案
 - ③ 当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案
 - ④ 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - ⑤ 新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (9) その他の新株予約権の行使の条件
上記（注）4に準じて決定します。

NK S J ホールディングス株式会社第16回新株予約権

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の数(個)	5,886 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	588,600 (注) 1、2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1
新株予約権の行使期間	平成22年4月1日～平成46年8月10日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 624 資本組入額 (注) 3
新株予約権の行使の条件	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要します。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、100株です。

2 上記NK S J ホールディングス株式会社第15回新株予約権の (注) 2を参照してください。

3 上記NK S J ホールディングス株式会社第15回新株予約権の (注) 3を参照してください。

4 上記NK S J ホールディングス株式会社第15回新株予約権の (注) 4を参照してください。

5 上記NK S J ホールディングス株式会社第15回新株予約権の (注) 5を参照してください。

NK S J ホールディングス株式会社第17回新株予約権

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の数(個)	159 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	143,100 (注) 1、2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1
新株予約権の行使期間	平成22年4月1日～平成36年6月29日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 597 資本組入額 (注) 3
新株予約権の行使の条件	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要します。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、900株です。

- 2 当社が、当社普通株式につき、株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、この調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとします。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

調整後株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用します。

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行います。

また、各新株予約権の目的である株式の数の調整を行うときは、当社は調整後株式数を適用する日の前日までに、調整後株式数を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下「新株予約権者」といいます。）に通知または公告します。ただし、当該適用の日以前までに通知または公告を行うことができない場合には、当該適用の日以降に速やかに通知または公告するものとします。

- 3 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項は、次のとおりです。

- (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。
- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とします。

- 4 新株予約権の行使の条件は次のとおりです。

- (1) 新株予約権の行使期間（以下「行使期間」といいます。）にかかわらず、新株予約権者は、日本興亜損害保険株式会社の取締役（将来委員会設置会社に移行した場合の執行役を含みます。）および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から起算して1年が経過した日（以下「権利行使開始日」といいます。）から、権利行使開始日から起算して7年が経過した日または行使期間の末日のいずれか早い日までの間に限り、新株予約権を行使できるものとします。

- (2) 上記(1)にかかわらず、行使期間の末日の前年同月末日まで権利行使開始日が到来しなかった場合には、新株予約権者は、その翌月1日から行使期間の末日までの間新株予約権を行使できるものとします。

- (3) 各新株予約権1個あたりの一部行使はできないものとします。

- (4) 新株予約権者が次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には新株予約権を行使できません。

- ① 日本興亜損害保険株式会社において執行役員懲戒規程（その時々における同趣旨の社内規程を含みます。）に基づき、執行役員の解任の取締役会決議があった場合

- ② その他①に準ずる事由のある場合
 - ③ 禁錮以上の刑が科せられ、これが確定した場合
 - ④ 当社が消滅会社となる吸収合併を当社の取締役会において決議した場合（存続会社に新株予約権に係る義務を承継させる場合を除きます。）
 - ⑤ 当社が完全子会社となる株式交換または株式移転を当社の取締役会において決議した場合（完全親会社となる会社に新株予約権に係る義務を承継させる場合を除きます。）
- (5) 新株予約権者の相続人については、相続発生の直前において新株予約権者が上記（４）①から③までのいずれかの条件に該当していた場合は、新株予約権を行使することができません。
- 5 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項は次のとおりです。
- 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限ります。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編成行為」といいます。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生の直前の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」といいます。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」といいます。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとします。
- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。
 - (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とします。
 - (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、上記（注）2に準じて決定します。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額またはその算定方法
各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株あたりの払込金額を1円とし、これに新株予約権1個あたりの目的である株式の数を乗じた金額とします。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記（注）4（1）に定める期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記（注）4（1）に定める期間の満了日までとします。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
上記（注）3に準じて決定します。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとします。
 - (8) 会社が新株予約権を取得することができる事由および取得の条件
以下の取扱いに準じて決定します。
 - ① 下記a)からe)までのいずれかの議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができます。
 - a) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - b) 当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案
 - c) 当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案
 - d) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - e) 新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - ② 当社は、新株予約権者またはその相続人が、上記（注）4（4）もしくは（5）に掲げる事項のいずれかに該当する場合、直ちに、新株予約権を無償で取得することができます。
 - (9) その他の新株予約権の行使の条件
上記（注）4に準じて決定します。

NK S J ホールディングス株式会社第18回新株予約権

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の数(個)	224 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	201,600 (注) 1、2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1
新株予約権の行使期間	平成22年4月1日～平成37年6月29日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 597 資本組入額 (注) 3
新株予約権の行使の条件	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要します。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、900株です。

2 上記NK S J ホールディングス株式会社第17回新株予約権の (注) 2を参照してください。

3 上記NK S J ホールディングス株式会社第17回新株予約権の (注) 3を参照してください。

4 上記NK S J ホールディングス株式会社第17回新株予約権の (注) 4を参照してください。

5 上記NK S J ホールディングス株式会社第17回新株予約権の (注) 5を参照してください。

NK S J ホールディングス株式会社第19回新株予約権

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の数(個)	103 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	92,700 (注) 1、2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1
新株予約権の行使期間	平成22年4月1日～平成39年3月27日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 611 資本組入額 (注) 3
新株予約権の行使の条件	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要します。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、900株です。

- 2 当社が、当社普通株式につき、株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、この調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

調整後株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用します。

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行います。

また、各新株予約権の目的である株式の数の調整を行うときは、当社は調整後株式数を適用する日の前日までに、調整後株式数を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下「新株予約権者」といいます。）に通知または公告します。ただし、当該適用の日以前までに通知または公告を行うことができない場合には、当該適用の日以降に速やかに通知または公告するものとします。

- 3 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項は、次のとおりです。

- (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。
- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とします。

- 4 新株予約権の行使の条件は次のとおりです。

- (1) 新株予約権者は、日本興亜損害保険株式会社の取締役（将来委員会設置会社に移行した場合の執行役を含みます。）および執行役員いずれの地位をも喪失した日（以下「権利行使開始日」といいます。）から権利行使開始日の翌日から起算して10日後まで（かつ新株予約権の行使期間（以下「行使期間」といいます。）の末日まで）の間に限り、新株予約権を行使できるものとします。ただし、新株予約権者の死亡により上記の行使条件が満たされた場合には、新株予約権者の相続人は、権利行使開始日から起算して6か月以内（かつ行使期間の末日まで）に限り、新株予約権を行使できるものとします。
- (2) 新株予約権者およびその相続人は、保有する新株予約権のうち権利行使開始日を同一とするものについては、1回に限り行使できるものとし、その一部のみを行使することはできないものとします。なお、新株予約権者またはその相続人が上記の新株予約権を行使できる期間中に新株予約権を行使しなかった場合もしくは行使期間の末日までに権利行使開始日が到来しなかった場合には、当該新株予約権は行使できないものとし、会社法第287条により当該新株予約権は消滅します。
- (3) 新株予約権者が次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には新株予約権を行使できません。

- ① 日本興亜損害保険株式会社において執行役員懲戒規程（その時々における同趣旨の社内規程を含みます。）に基づき、執行役員の解任の取締役会決議があった場合
 - ② その他①に準ずる事由のある場合
 - ③ 禁錮以上の刑が科せられ、これが確定した場合
 - ④ 当社が消滅会社となる吸収合併を当社の取締役会において決議した場合（存続会社に新株予約権に係る義務を承継させる場合を除きます。）
 - ⑤ 当社が完全子会社となる株式交換または株式移転を当社の取締役会において決議した場合（完全親会社となる会社に新株予約権に係る義務を承継させる場合を除きます。）
- (4) 新株予約権者の相続人については、相続発生の直前において新株予約権者が上記（3）①から③までのいずれかの条件に該当していた場合は、新株予約権を行使することができません。
- 5 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項は次のとおりです。
- 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限ります。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編成行為」といいます。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生の直前の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」といいます。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」といいます。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとします。
- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。
 - (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とします。
 - (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、上記（注）2に準じて決定します。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株あたりの払込金額を1円とし、これに新株予約権1個あたりの目的である株式の数を乗じた金額とします。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記（注）4（1）に定める期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記（注）4（1）に定める期間の満了日までとします。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
上記（注）3に準じて決定します。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとします。
 - (8) 会社が新株予約権を取得することができる事由および取得の条件
以下の取扱いに準じて決定します。
 - ① 下記a)からe)までのいずれかの議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができます。
 - a) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - b) 当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案
 - c) 当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案
 - d) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - e) 新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - ② 当社は、新株予約権者またはその相続人が、上記（注）4（3）もしくは（4）に掲げる事項のいずれかに該当する場合、直ちに、新株予約権を無償で取得することができます。
 - (9) その他の新株予約権の行使の条件
上記（注）4に準じて決定します。

NK S J ホールディングス株式会社第20回新株予約権

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の数(個)	116 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	104,400 (注) 1、2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1
新株予約権の行使期間	平成22年4月1日～平成40年3月17日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 611 資本組入額 (注) 3
新株予約権の行使の条件	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要します。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、900株です。

2 上記NK S J ホールディングス株式会社第19回新株予約権の (注) 2を参照してください。

3 上記NK S J ホールディングス株式会社第19回新株予約権の (注) 3を参照してください。

4 上記NK S J ホールディングス株式会社第19回新株予約権の (注) 4を参照してください。

5 上記NK S J ホールディングス株式会社第19回新株予約権の (注) 5を参照してください。

NK S J ホールディングス株式会社第21回新株予約権

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の数(個)	234 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	210,600 (注) 1、2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1
新株予約権の行使期間	平成22年4月1日～平成41年3月16日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 611 資本組入額 (注) 3
新株予約権の行使の条件	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要します。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、900株です。

2 上記NK S J ホールディングス株式会社第19回新株予約権の (注) 2を参照してください。

3 上記NK S J ホールディングス株式会社第19回新株予約権の (注) 3を参照してください。

4 上記NK S J ホールディングス株式会社第19回新株予約権の (注) 4を参照してください。

5 上記NK S J ホールディングス株式会社第19回新株予約権の (注) 5を参照してください。

NK S J ホールディングス株式会社第22回新株予約権

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の数(個)	344 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	309,600 (注) 1、2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1
新株予約権の行使期間	平成22年4月1日～平成41年10月7日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 611 資本組入額 (注) 3
新株予約権の行使の条件	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要します。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5

- (注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、900株です。
 2 上記NK S J ホールディングス株式会社第19回新株予約権の (注) 2を参照してください。
 3 上記NK S J ホールディングス株式会社第19回新株予約権の (注) 3を参照してください。
 4 上記NK S J ホールディングス株式会社第19回新株予約権の (注) 4を参照してください。
 5 上記NK S J ホールディングス株式会社第19回新株予約権の (注) 5を参照してください。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成22年4月1日 (注) 1	1,661,263	1,661,263	100,000	100,000	25,000	25,000
平成22年4月1日～ 平成22年6月30日 (注) 2	145	1,661,409	45	100,045	45	25,045

- (注) 1 会社設立によるものです。
 2 新株予約権の行使による増加です。

(6) 【大株主の状況】

当社は、平成22年4月1日に設立された会社のため、当第1四半期会計期間末現在の大株主の状況を記載しております。

(平成22年6月30日現在)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY (常任代理人 香港上海銀行 東京支店)	P. O. BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U. S. A. (東京都中央区日本橋3丁目11-1)	90,109	5.42
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-11	65,751	3.96
LONGLEAF PARTNERS FUND (常任代理人 香港上海銀行 東京支店)	6410 POPLAR AVENUE SUITE 900 MEMPHIS, TN 38119 U. S. A. (東京都中央区日本橋3丁目11-1)	57,330	3.45
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	52,053	3.13
第一生命保険株式会社	東京都千代田区有楽町1丁目13-1	40,908	2.46
NK S Jホールディングス従業員持株会	東京都新宿区西新宿1丁目26-1 NK S J ホールディングス株式会社人事総務部内	36,670	2.21
株式会社みずほコーポレート銀行	東京都千代田区丸の内1丁目3-3	34,052	2.05
日本通運株式会社	東京都港区東新橋1丁目9-3	32,004	1.93
MELLON BANK, N. A. TREATY CLIENT OMNIBUS (常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行)	ONE MELLON BANK CENTER, PITTSBURGH, PENNSYLVANIA (東京都千代田区丸の内2丁目7-1 決済事業部)	22,630	1.36
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内2丁目1-1	22,503	1.35
計	—	454,013	27.33

(注) 1 第一生命保険株式会社の所有株式には、同社が退職給付信託の信託財産として拠出している株式17,971千株が含まれております(株主名簿上の名義は「みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 第一生命保険口」です。)

2 当第1四半期会計期間において、サウスイースタン アセット マネージメント インクから平成22年4月8日付けで提出された大量保有報告書により、平成22年4月1日付けで以下の株式を所有している旨の報告を受けておりますが、当社として当第1四半期会計期間末における実質所有株式数の確認ができません。このため、上記「大株主の状況」は、株主名簿の記載内容に基づいて記載しております。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
サウスイースタン アセット マネージメント インク	アメリカ合衆国 38119 テネシー州 メンフィス市 ポップラー アベニュー 6410番地 スイート900	208,200	12.53

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成22年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 958,000 (相互保有株式) 普通株式 7,000	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 1,647,542,000	1,647,542	—
単元未満株式	普通株式 12,902,178	—	一単元(1,000株)未満の株式です。
発行済株式総数	1,661,409,178	—	—
総株主の議決権	—	1,647,542	—

(注) 1 「完全議決権株式(その他)」の普通株式には、株式会社証券保管振替機構名義の株式4,000株(議決権4個)が含まれております。

2 「単元未満株式」の普通株式には、当社所有の自己株式551株および株式会社証券保管振替機構名義の株式306株が含まれております。

② 【自己株式等】

平成22年6月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) NK S J ホールディングス 株式会社	東京都新宿区西新宿 一丁目26番1号	958,000	—	958,000	0.06
(相互保有株式) 大昌産業株式会社	大阪府大阪市西区江戸堀 二丁目6番33号	7,000	—	7,000	0.00
計	—	965,000	—	965,000	0.06

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成22年 4月	5月	6月
最高(円)	747	664	595
最低(円)	658	521	515

(注) 株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものです。

3 【役員状況】

当社は、平成22年4月1日に設立された会社のため、本四半期報告書提出日現在の役員の状況を記載しております。

(平成22年8月13日現在)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
代表取締役 会長 CEO (兼) 会長 執行役員	—	兵頭 誠	昭和20年1月25日	昭和42年4月 日本火災海上保険株式会社 (現日本興亜損害保険株式会社) 入社 以後 同社首都営業第一部長、福 島支店長、広島支店長、企業営業 第四部長を経て 平成11年6月 同社執行役員企業営業第四部長 平成12年6月 同社執行役員東北営業本部長 平成13年4月 同社執行役員東北本部長 平成13年12月 同社執行役員東北本部長兼岩手支 店長 平成14年3月 同社常務執行役員本店営業第五部 長 平成14年4月 同社常務執行役員 平成16年6月 同社専務執行役員 平成17年6月 同社代表取締役副社長執行役員 平成19年4月 同社代表取締役社長首席執行役員 (現職) 平成22年4月 当社代表取締役会長 CEO (兼) 会長執行役員 (現 職)	(注) 3	52
代表取締役 社長 CEO (兼) 社長 執行役員	—	佐藤 正敏	昭和24年3月2日	昭和47年4月 安田火災海上保険株式会社 (現株式会社損害保険ジャパン) 入社 以後 同社山梨支店長、システム 企画部長、情報システム部長、社 長室長兼業務企画部長、社長室長 を経て 平成12年6月 同社取締役社長室長 平成13年6月 同社取締役執行役員情報システム 部長 平成14年4月 同社取締役常務執行役員 平成16年7月 同社取締役常務執行役員企業営業 企画部長 平成16年12月 同社取締役常務執行役員 企業商品業務部長兼企業営業企画 部長 平成17年1月 同社取締役常務執行役員企業営業 企画部長 平成17年4月 同社取締役常務執行役員 平成18年6月 同社代表取締役社長社長執行役員 平成22年4月 当社代表取締役社長 CEO (兼) 社長執行役員 (現 職) 平成22年7月 株式会社損害保険ジャパン 取締役会長会長執行役員 (現職)	(注) 3	65

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役 (社外)	—	弦間 明	昭和9年8月1日	昭和34年4月 株式会社資生堂入社 昭和62年2月 同社取締役チェーン部長 昭和63年2月 同社取締役チェーン事業部チェーン部長 平成2年6月 同社常務取締役チェーン事業本部副本部長 平成4年6月 同社代表専務取締役チェーン事業本部長 平成7年6月 同社代表専務取締役 平成8年6月 同社代表取締役副社長 平成9年6月 同社代表取締役社長 平成13年6月 同社代表取締役執行役員会長 平成15年6月 同社相談役 (現職) 平成16年6月 コナミ株式会社取締役 (現職) 平成18年3月 キリンホールディングス株式会社取締役 (現職) 平成22年4月 当社取締役 (現職)	(注) 3	—
取締役 (社外)	—	勝俣 恒久	昭和15年3月29日	昭和38年4月 東京電力株式会社入社 以後 同社企画部長を経て 平成8年6月 同社取締役企画部長 平成9年6月 同社取締役企画部担任兼業務管理部担任兼総務部担任 平成10年6月 同社常務取締役 平成11年6月 同社取締役副社長 平成13年6月 同社取締役副社長新事業推進本部長 平成14年10月 同社取締役社長 平成18年6月 KDDI株式会社取締役 (現職) 平成20年6月 東京電力株式会社取締役会長 (現職) 平成22年4月 当社取締役 (現職)	(注) 3	—
取締役 (社外)	—	朝香 聖一	昭和17年12月24日	昭和40年4月 日本精工株式会社入社 以後 同社営業本部営業部長を経て 平成6年6月 同社取締役精機営業本部副本部長 平成9年6月 同社常務取締役軸受営業本部長 平成10年6月 同社常務取締役欧州総支配人 平成11年6月 同社執行役員常務欧州総支配人 平成12年6月 同社代表取締役執行役員専務欧州総支配人 平成14年6月 同社代表取締役社長 平成16年6月 同社取締役代表執行役社長指名委員会委員長 平成21年6月 同社取締役会長 (現職) 平成22年4月 当社取締役 (現職) 平成22年6月 日本板硝子株式会社取締役 (現職)	(注) 3	—

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役 (社外)	—	藤田 純孝	昭和17年12月24日	昭和40年4月 伊藤忠商事株式会社入社 以後 同社業務部長を経て 平成7年6月 同社取締役業務部長 平成9年4月 同社常務取締役 平成10年4月 同社代表取締役常務取締役 平成11年4月 同社代表取締役専務取締役 平成13年4月 同社代表取締役副社長 平成18年4月 同社代表取締役副会長 平成18年6月 同社取締役副会長 平成19年6月 株式会社オリエントコーポレーション取締役 平成20年6月 伊藤忠商事株式会社相談役(現職) 日本興亜損害保険株式会社監査役 古河電気工業株式会社取締役(現職) 平成21年6月 日本板硝子株式会社取締役(現職) 平成22年4月 当社取締役(現職)	(注) 3	—
取締役 (社外)	—	川端 和治	昭和20年12月6日	昭和45年4月 弁護士登録 昭和55年4月 霞ヶ関総合法律事務所開設 昭和63年4月 第二東京弁護士会副会長 関東弁護士会連合会常務理事 平成元年4月 日本弁護士連合会常務理事 平成12年4月 第二東京弁護士会会長 日本弁護士連合会副会長 平成17年9月 大官法科大学院大学教授(現職) 平成18年9月 株式会社損害保険ジャパン 指名・報酬委員会委員長 平成22年4月 当社取締役(現職)	(注) 3	—
取締役 常務 執行役員	—	藤井 康秀	昭和26年12月10日	昭和49年4月 日本火災海上保険株式会社 (現日本興亜損害保険株式会社) 入社 以後 同社再保険部長、経理部長 を経て 平成17年4月 同社執行役員 平成18年4月 同社常務執行役員 平成19年6月 同社取締役常務執行役員 平成22年4月 当社取締役常務執行役員(現職)	(注) 3	85

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (千株)
取締役 常務 執行役員	—	山口 雄一	昭和27年4月8日	昭和51年4月 平成18年6月 平成20年6月 平成20年8月 平成21年6月 平成22年4月	日本火災海上保険株式会社 (現日本興亜損害保険株式会社) 入社 以後 同社岡山支店担当部長、大 阪南支店長、名古屋支店長、損害 サービス業務部長を経て 同社執行役員損害サービス業務部 長 同社常務執行役員損害サービス業 務部長 同社常務執行役員 同社取締役常務執行役員 (現職) 当社取締役常務執行役員 (現職)	(注) 3	18
取締役 (社外)	—	ジョージ・ オルコット	昭和30年5月7日	昭和61年7月 平成3年11月 平成5年9月 平成9年4月 平成10年4月 平成11年2月 平成12年6月 平成13年9月 平成17年3月 平成20年3月 平成20年6月 平成22年4月	S. G. Warburg&Co., Ltd. 入社 同社取締役 S. G. Warburg Securities London エクイティキャピタルマーケッ ト グループ・エグゼクティブデ イレクター SBC Warburg 東京支店長 長銀UBSプリンソン・アセット・ マネジメント副社長 UBSアセットマネジメント (日本) 社長 日本UBSプリンソングループ社長 UBS Warburg 東京 マネージング ディレクター エクイティキャピ タルマーケット ケンブリッジ大学ジャッジ経営大 学院 (Judge Business School) 同大学院 FME ティーチング・フ ェロー 同大学院 シニア・フェロー (現 職) 日本板硝子株式会社取締役 (現 職) 当社取締役 (現職)	(注) 3	—
取締役 執行役員	—	櫻田 謙悟	昭和31年2月11日	昭和53年4月 平成17年7月 平成19年4月 平成19年6月 平成22年4月 平成22年7月	安田火災海上保険株式会社 (現株式会社損害保険ジャパン) 入社 以後 同社統合企画部長、統合企 画部長兼DL準備室長、事業企画 部長、経営企画部長を経て 同社執行役員金融法人部長 同社常務執行役員 同社取締役常務執行役員 当社取締役常務執行役員 (現職) 株式会社損害保険ジャパン 代表 取締役社長社長執行役員 (現職)	(注) 3	18
取締役 常務 執行役員	—	山口 裕之	昭和31年2月13日	昭和54年4月 平成19年4月 平成21年4月 平成21年6月 平成22年4月	安田火災海上保険株式会社 (現株式会社損害保険ジャパン) 入社 以後 同社経理部長、経理部長兼 国際経理室長、経理部長、経理部 長兼企業商品業務部長、企業商品 業務部長を経て 同社執行役員経営企画部長 同社常務執行役員 同社取締役常務執行役員 当社取締役常務執行役員 (現職)	(注) 3	46

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
監査役 (社外)	—	増田 宏一	昭和19年1月23日	昭和53年9月 平成4年7月 平成5年10月 平成7年7月 平成13年7月 平成16年1月 平成19年6月 平成19年7月 平成21年10月 平成22年4月 平成22年6月 新和監査法人社員就任 監査法人朝日新和会計社代表社員 就任 監査法人朝日新和会計社が朝日監 査法人に名称変更、代表社員就任 日本公認会計士協会常務理事 同協会副会長 朝日監査法人があずさ監査法人に 名称変更、代表社員就任 あずさ監査法人退職 日本公認会計士協会会長 株式会社企業再生支援機構監査役 (現職) 当社監査役(現職) エーザイ株式会社取締役(現職)	(注) 4	—
監査役 (社外)	—	保田 真紀子	昭和19年3月10日	昭和48年4月 昭和55年5月 平成9年4月 平成12年3月 平成18年6月 平成22年4月 弁護士登録 弁理士登録 協和特許法律事務所入所 保田法律特許事務所開設 第一東京弁護士会副会長 関東弁護士連合会常務理事 株式会社日本長期信用銀行 (現株式会社新生銀行) 監査役 新生信託銀行株式会社監査役(現 職) 当社監査役(現職)	(注) 4	—
監査役 (社外)	—	西川 元啓	昭和21年1月1日	昭和43年4月 平成9年6月 平成13年4月 平成15年4月 平成15年6月 平成18年9月 平成19年7月 平成21年6月 平成22年4月 八幡製鐵株式会社(現新日本製鐵 株式會社) 入社 以後 同社総務室長、法規室長、 法規担当部長を経て 同社取締役 同社常務取締役 同社取締役 同社常任顧問(チーフリーガルカ ウンセル) 株式会社損害保険ジャパン業務監 査・コンプライアンス委員会委員 長 新日本製鐵株式會社顧問(現職) 日鉄エレクトクス株式会社監査役 (現職) 当社監査役(現職)	(注) 4	—
常勤 監査役	—	角川 与宇	昭和22年6月28日	昭和45年4月 平成12年6月 平成14年4月 平成14年6月 平成17年6月 平成19年4月 平成21年6月 平成22年4月 日本火災海上保険株式会社 (現日本興亜損害保険株式会社) 入社 以後 同社米州部長、総務部危機 管理対応特命部長、総務部長、総 務部長兼総務部IR室長を経て 同社執行役員総務部長兼総務部 IR室長 同社執行役員総務部長 同社取締役常務執行役員 同社取締役専務執行役員 同社代表取締役副社長執行役員 同社監査役 当社監査役(現職)	(注) 4	99

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
常勤 監査役	—	飯田 二郎	昭和24年12月15日	昭和49年4月 安田火災海上保険株式会社 (現株式会社損害保険ジャパン) 入社 以後 同社東京業務部長、山形支 店長、株式会社ジャパン保険サー ビス出向を経て 平成15年10月 株式会社損害保険ジャパン理事 株式会社ジャパン保険サービス出 向 平成17年7月 株式会社損害保険ジャパン理事新 潟支店長 平成18年6月 同社常務執行役員中国本部長 平成20年4月 同社常務執行役員 平成20年6月 同社監査役 平成22年4月 当社監査役 (現職)	(注) 4	15
計						400

- (注) 1 取締役のうち弦間明、勝俣恒久、朝香聖一、藤田純孝、川端和治、ジョージ・オルコットの6氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役です。
- 2 監査役のうち増田宏一、保田真紀子、西川元啓の3氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役です。
- 3 取締役の任期は、当社の設立日である平成22年4月1日から平成23年3月期に係る定時株主総会の終結の時までです。
- 4 監査役の任期は、当社の設立日である平成22年4月1日から平成26年3月期に係る定時株主総会の終結の時までです。
- 5 代表取締役を除く取締役および監査役は、それぞれ生年月日順 (同一生年月日の場合は氏名五十音順) に記載しております。
- 6 当社は、事業戦略の迅速かつ的確な遂行を図るため、執行役員制度を導入しております。
執行役員の構成は以下のとおりです。(平成22年8月13日現在)

代表取締役会長CEO (兼) 会長執行役員	兵頭 誠	
代表取締役社長CEO (兼) 社長執行役員	佐藤 正敏	
取締役常務執行役員	藤井 康秀	(法務部、リスク管理部、内部監査部 (共管))
取締役常務執行役員	山口 雄一	(経営管理部、人事総務部)
取締役執行役員	櫻田 謙悟	(CEO補佐)
取締役常務執行役員	山口 裕之	(経営企画部、システム統括部、経理部、コンプライアンス部、内部監査部 (共管))
執行役員	高田 俊之	(経営企画部長)

第5 【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」といいます。）ならびに同規則第61条および第82条の規定に基づき「保険業法施行規則」（平成8年大蔵省令第5号）に準拠して作成しております。
- (2) 当社は平成22年4月1日設立のため、前第1四半期連結会計期間、前第1四半期連結累計期間および前連結会計年度末に係る記載はしていません。

なお、四半期連結財務諸表規則上、前連結会計年度末に比して著しい変動が認められるときに記載が求められている事項については、比較の対象となる金額がないため、該当する事項の重要性が乏しい場合を除き記載しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第1四半期連結会計期間（自平成22年4月1日至平成22年6月30日）および当第1四半期連結累計期間（自平成22年4月1日至平成22年6月30日）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

当第1四半期連結会計期間末
 (平成22年6月30日)

資産の部	
現金及び預貯金	※2 231,443
コールローン	98,271
買現先勘定	88,980
債券貸借取引支払保証金	29,720
買入金銭債権	67,334
金銭の信託	84,687
有価証券	※2 6,493,858
貸付金	722,910
有形固定資産	※1, ※2 364,691
無形固定資産	31,431
その他資産	590,676
繰延税金資産	264,283
貸倒引当金	△6,343
資産の部合計	9,061,946
負債の部	
保険契約準備金	7,414,499
支払備金	1,022,013
責任準備金等	6,392,486
社債	128,000
その他負債	288,878
退職給付引当金	104,674
役員退職慰労引当金	103
賞与引当金	6,587
特別法上の準備金	20,856
価格変動準備金	20,856
繰延税金負債	808
負債の部合計	7,964,409
純資産の部	
株主資本	
資本金	100,045
資本剰余金	438,552
利益剰余金	324,515
自己株式	△559
株主資本合計	862,553
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	247,933
繰延ヘッジ損益	4,117
為替換算調整勘定	△21,946
評価・換算差額等合計	230,104
新株予約権	1,776
少数株主持分	3,101
純資産の部合計	1,097,536
負債及び純資産の部合計	9,061,946

(2) 【四半期連結損益計算書】

(単位：百万円)

当第1四半期連結累計期間
 (自平成22年4月1日
 至平成22年6月30日)

経常収益	663,446
保険引受収益	619,473
(うち正味収入保険料)	504,951
(うち収入積立保険料)	39,147
(うち積立保険料等運用益)	15,175
(うち生命保険料)	48,085
(うち支払備金戻入額)	11,001
資産運用収益	41,471
(うち利息及び配当金収入)	43,965
(うち金銭の信託運用益)	368
(うち売買目的有価証券運用益)	31
(うち有価証券売却益)	2,684
(うち積立保険料等運用益振替)	△15,175
その他経常収益	2,501
経常費用	640,080
保険引受費用	518,649
(うち正味支払保険金)	291,713
(うち損害調査費)	※1 33,027
(うち諸手数料及び集金費)	※1 90,321
(うち満期戻金)	69,500
(うち生命保険金等)	14,166
(うち責任準備金等繰入額)	16,475
資産運用費用	12,495
(うち金銭の信託運用損)	498
(うち有価証券売却損)	1,348
(うち有価証券評価損)	4,923
営業費及び一般管理費	※1 105,544
その他経常費用	3,390
(うち支払利息)	1,793
経常利益	23,365
特別利益	1,989
固定資産処分益	53
負ののれん発生益	149
その他特別利益	※2 1,785
特別損失	3,471
固定資産処分損	131
減損損失	36
特別法上の準備金繰入額	2,363
価格変動準備金繰入額	2,363
その他特別損失	※3 939
税金等調整前四半期純利益	21,883
法人税等	8,528
少数株主損益調整前四半期純利益	13,355
少数株主損失(△)	△67
四半期純利益	13,422

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

当第1四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)	
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前四半期純利益	21,883
減価償却費	4,715
減損損失	36
のれん償却額	468
負ののれん発生益	△149
支払備金の増減額 (△は減少)	△11,017
責任準備金等の増減額 (△は減少)	15,692
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△995
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	1,096
役員退職慰労引当金の増減額 (△は減少)	11
賞与引当金の増減額 (△は減少)	△15,891
役員賞与引当金の増減額 (△は減少)	△57
価格変動準備金の増減額 (△は減少)	2,363
利息及び配当金収入	△43,965
有価証券関係損益 (△は益)	4,305
支払利息	1,793
為替差損益 (△は益)	1,866
有形固定資産関係損益 (△は益)	77
貸付金関係損益 (△は益)	1
持分法による投資損益 (△は益)	127
その他資産 (除く投資活動関連、財務活動関連) の増減額 (△は増加)	80,123
その他負債 (除く投資活動関連、財務活動関連) の増減額 (△は減少)	△18,554
その他	△2,782
小計	41,149
利息及び配当金の受取額	45,102
利息の支払額	△3,543
法人税等の支払額	△8,475
営業活動によるキャッシュ・フロー	74,234

(単位：百万円)

当第1四半期連結累計期間
 (自 平成22年4月1日
 至 平成22年6月30日)

投資活動によるキャッシュ・フロー	
預貯金の純増減額 (△は増加)	15,965
買入金銭債権の取得による支出	△235
買入金銭債権の売却・償還による収入	3,398
有価証券の取得による支出	△271,609
有価証券の売却・償還による収入	195,436
貸付けによる支出	△42,010
貸付金の回収による収入	53,417
債券貸借取引支払保証金・受入担保金の純増減額	189
その他	5,030
資産運用活動計	△40,418
営業活動及び資産運用活動計	33,815
有形固定資産の取得による支出	△1,511
有形固定資産の売却による収入	200
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	△6,472
その他	△691
投資活動によるキャッシュ・フロー	△48,893
財務活動によるキャッシュ・フロー	
株式の発行による収入	0
自己株式の売却による収入	12
自己株式の取得による支出	△692
配当金の支払額	△25,004
少数株主への配当金の支払額	△5
その他	△1,044
財務活動によるキャッシュ・フロー	△26,734
現金及び現金同等物に係る換算差額	△1,036
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△2,430
現金及び現金同等物の期首残高	262,844
株式移転による現金及び現金同等物の増加額	141,141
合併に伴う現金及び現金同等物の増加額	2,480
現金及び現金同等物の四半期末残高	※1 404,036

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

当第1四半期連結会計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日）

該当事項はありません。

なお、四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項は以下のとおりであります。

	当第1四半期連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)
1 連結の範囲に関する事項	<p>(1) 連結子会社数 23社 連結子会社名は、「第1 企業の概況 3 関係会社の状況」に記載しているため、省略しております。</p> <p>(2) 主要な非連結子会社の名称等 主要な非連結子会社名 ・Ark Re Limited ・Sompo Japan Reinsurance Company Limited 非連結子会社は、総資産、経常収益、四半期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、いずれも企業集団の財政状態および経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。</p>
2 持分法の適用に関する事項	<p>(1) 持分法適用の関連会社数 6社 持分法適用の関連会社名は、「第1 企業の概況 3 関係会社の状況」に記載しているため、省略しております。</p> <p>(2) 持分法を適用していない非連結子会社および関連会社（Ark Re Limited、Sompo Japan Reinsurance Company Limited他）は、四半期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法を適用しておりません。</p> <p>(3) 当社は、国内損害保険子会社を通じて、日本地震再保険株式会社の議決権の20%以上を所有しておりますが、同社事業の公共性を踏まえ、同社の財務および営業または事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができないと判断されることから、関連会社から除いております。</p>
3 連結子会社の四半期決算日等に関する事項	<p>在外連結子会社の第1四半期決算日はいずれも3月31日ではありますが、四半期決算日の差異が3か月を超えていないため、本四半期連結財務諸表の作成にあたっては、連結子会社の四半期決算日現在の四半期財務諸表を使用しております。</p> <p>なお、四半期連結決算日との差異期間における重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。</p>
4 会計処理基準に関する事項	<p>(1) 有価証券の評価基準および評価方法</p> <p>① 売買目的有価証券の評価は、時価法によっております。 なお、売却原価の算定は移動平均法によっております。</p> <p>② 満期保有目的の債券の評価は、移動平均法に基づく償却原価法によっております。</p> <p>③ 「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号）に基づく責任準備金対応債券の評価は、移動平均法に基づく償却原価法によっております。 なお、責任準備金対応債券に関するリスク管理方針の概要は以下のとおりであります。 一部の国内生命保険連結子会社において、資産・負債の金利リスクの変動を適切に管理するために「一時払終身保険の責任準備金」を小区分として設定し、この小区分の責任準備金のデュレーションと当該区分の責任準備金対応債券のデュレーションを一定幅の中で対応させる運用方針をとっております。</p> <p>④ 持分法を適用していない非連結子会社株式および関連会社株式の評価は、移動平均法に基づく原価法によっております。</p> <p>⑤ その他有価証券のうち時価のあるものの評価は、四半期決算日の市場価格等に基づく時価法によっております。 なお、評価差額は全部純資産直入法により処理し、また、売却原価の算定は移動平均法によっております。</p>

	<p style="text-align: center;">当第1四半期連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)</p>
	<p>⑥ その他有価証券のうち時価を把握することが極めて困難と認められるものの評価は、移動平均法に基づく原価法によっております。</p> <p>⑦ 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法によっております。</p> <p>⑧ 運用目的および満期保有目的のいずれにも該当しない有価証券の保有を目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、その他有価証券と同じ方法によっております。</p> <p>(2) デリバティブ取引の評価基準および評価方法 デリバティブ取引の評価は、時価法によっております。</p> <p>(3) 重要な減価償却資産の減価償却の方法</p> <p>① 有形固定資産（リース資産を除く） 当社および国内連結子会社の保有する有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定率法によっております。 ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法によっております。 在外連結子会社の保有する有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、主に定額法によっております。</p> <p>② 無形固定資産 連結子会社の保有する自社利用ソフトウェアの減価償却は、利用可能期間に基づく定額法によっております。</p> <p>(4) 重要な引当金の計上基準</p> <p>① 貸倒引当金 国内保険連結子会社は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、資産の自己査定基準および償却・引当基準に基づき、次のとおり計上しております。 破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している債務者に対する債権および実質的に経営破綻に陥っている債務者に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収が可能と認められる額等を控除し、その残額を引き当てております。 今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を引き当てております。 上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率等を債権額に乗じた額を引き当てております。 また、すべての債権は資産の自己査定基準に基づき、各所管部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署等が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。 その他の連結子会社は、主に個別の債権について回収可能性を検討し、貸倒見積額を計上しております。</p> <p>② 退職給付引当金 国内連結子会社は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、四半期連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により費用処理しております。 数理計算上の差異は、その発生した各連結会計年度における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により翌連結会計年度から費用処理しております。</p> <p>③ 役員退職慰労引当金 国内連結子会社は、役員の退職慰労金（年金を含む）の支出に備えるため、内規に基づく四半期連結会計期間末要支給額を計上しております。</p> <p>④ 賞与引当金 従業員賞与に充てるため、四半期連結会計期間末における支給見込額を基準に計上しております。</p>

	<p style="text-align: center;">当第1四半期連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)</p>
	<p>⑤ 価格変動準備金 国内保険連結子会社は、株式等の価格変動による損失に備えるため、保険業法第115条の規定に基づき計上しております。</p> <p>(5) 重要なヘッジ会計の方法 国内連結子会社は、金利変動に伴う貸付金および債券のキャッシュ・フロー変動リスクならびに「保険業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第26号。以下、「業種別監査委員会報告第26号」という。）に基づく長期の保険契約等に係る金利変動リスクをヘッジする目的で実施する金利スワップ取引については原則として繰延ヘッジを、特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を適用しております。 また、保有する株式に係る将来の株価変動リスクをヘッジする目的で行う株式スワップ取引については時価ヘッジを適用しております。 また、為替変動に伴う外貨建資産の為替変動リスクをヘッジする目的で実施する為替予約取引、通貨オプション取引および通貨スワップ取引については原則として時価ヘッジを、振当処理の要件を満たしている場合には振当処理を適用しております。 なお、ヘッジの有効性については、原則としてヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象の相場変動またはキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動またはキャッシュ・フロー変動の累計とを定期的に比較し、両者の変動額等を基礎として判断しております。ただし、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件が同一でありヘッジに高い有効性があることが明らかなもの、金利スワップの特例処理の適用要件を満たすものおよび振当処理の適用要件を満たすものについては、ヘッジの有効性の判定を省略しております。 なお、業種別監査委員会報告第26号に基づくヘッジの有効性は、残存期間ごとにグルーピングしているヘッジ対象となる保険負債とヘッジ手段である金利スワップ取引の双方の理論価格の算定に影響を与える金利の状況を検証することにより判定しております。</p> <p>(6) のれんの償却方法および償却期間 のれんについては、発生年度以後20年間で均等償却しております。ただし、少額のものについては一括償却しております。</p> <p>(7) 四半期連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 四半期連結キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）は、手許現金、随時引き出し可能な預金および容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から満期日または償還日までの期間が3か月以内の定期預金等の短期投資からなっております。</p> <p>(8) 消費税等の会計処理 当社および国内連結子会社の消費税等の会計処理は、主として税抜方式によっております。 ただし、国内保険連結子会社の損害調査費、営業費及び一般管理費等の費用は税込方式によっております。 なお、資産に係る控除対象外消費税等はその他資産に計上し、5年間で均等償却しております。</p>

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

	当第1四半期連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)
税金費用の計算	税金費用については、当第1四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。ただし、当該見積実効税率を用いて税金費用を計算すると著しく合理性を欠く結果となる場合には、法定実効税率を使用する方法によっております。 なお、法人税等調整額は、法人税等を含めて表示しております。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第1四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日)	
※1	有形固定資産の減価償却累計額は389,362百万円 であります。
※2	担保に供している資産は、有価証券78,265百万 円、預貯金7,696百万円および有形固定資産5,270 百万円であります。 なお、再保険契約上の債務を保証する目的で設立 された特別目的会社を通じて、実質的に担保に供 している資産は有価証券3,437百万円でありま す。

(四半期連結損益計算書関係)

当第1四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)	
※1	事業費の主な内訳は次のとおりであります。 代理店手数料等 90,843百万円 給与 52,716百万円 なお、事業費は四半期連結損益計算書における損 害調査費、営業費及び一般管理費ならびに諸手 数料及び集金費の合計であります。
※2	その他特別利益は、抱合せ株式消滅差益1,785百 万円であります。
※3	その他特別損失の主なものは、資産除去債務会計 基準の適用に伴う影響額902百万円であります。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)	
※1	現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成22年6月30日現在)
	現金及び預貯金 231,443百万円
	コールローン 98,271百万円
	買現先勘定 88,980百万円
	買入金銭債権 67,334百万円
	有価証券 6,493,858百万円
	預入期間が3か月を超える預貯金 △49,899百万円
	現金同等物以外の買入金銭債権 △38,334百万円
	現金同等物以外の有価証券 △6,487,617百万円
	<hr/> 現金及び現金同等物 404,036百万円
2	投資活動によるキャッシュ・フローには、保険事業に係る資産運用業務から生じるキャッシュ・フローを含んでおります。

(株主資本等関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成22年6月30日)および当第1四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年6月30日)

1 発行済株式の種類および総数

普通株式 1,661,409千株

2 自己株式の種類および株式数

普通株式 958千株

3 新株予約権の四半期連結会計期間末残高

ストック・オプションとしての新株予約権 1,776百万円(提出会社 1,776百万円)

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

当社は平成22年4月1日に株式移転により設立された共同持株会社であるため、配当金の支払額は以下の完全子会社のそれぞれの定時株主総会において決議された金額であります。

株式会社損害保険ジャパン

(決議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年6月28日 定時株主総会	普通株式	19,681百万円	20円	平成22年3月31日	平成22年6月29日	利益剰余金

日本興亜損害保険株式会社

(決議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年6月28日 定時株主総会	普通株式	6,019百万円	8円	平成22年3月31日	平成22年6月29日	利益剰余金

(2) 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間末後となるものはありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務諸表が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定および業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社では、独立した経営単位である関係会社が、当社の経営方針のもと、それぞれの事業における包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しております。

したがって、当社は、個々の関係会社を最小単位とした事業別のセグメントから構成されており、「損害保険事業」および「生命保険事業」の2つを報告セグメントとしております。なお、報告セグメントに含まれていない当社およびその他の事業は「その他」の区分に集約しております。各報告セグメントおよび「その他」の区分を構成する主な会社は以下に記載のとおりであります。

「損害保険事業」は、損害保険引受業務、資産運用業務およびそれらに関連する業務を行っており、「生命保険事業」は、生命保険引受業務および資産運用業務を行っております。

		主な会社
報告セグメント	損害保険事業	株式会社損害保険ジャパン、日本興亜損害保険株式会社、そんぼ24損害保険株式会社、セゾン自動車火災保険株式会社、Sompo Japan Insurance Company of America、Sompo Japan Insurance Company of Europe Limited、Yasuda Seguros S.A.
	生命保険事業	損保ジャパンひまわり生命保険株式会社、日本興亜生命保険株式会社、損保ジャパン・ディー・アイ・ワイ生命保険株式会社
	その他	NKS Jホールディングス株式会社、損保ジャパンDC証券株式会社、株式会社全国訪問健康指導協会、損保ジャパン・アセットマネジメント株式会社、安田企業投資株式会社

2 報告セグメントごとの売上高および利益または損失の金額に関する情報

当第1四半期連結累計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日）

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他	合計
	損害保険事業	生命保険事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	504,951	48,085	553,037	1,161	554,198
セグメント間の内部売上高 または振替高	—	—	—	769	769
計	504,951	48,085	553,037	1,930	554,968
セグメント利益または損失(△)	15,042	△687	14,355	△932	13,422

(注) 1 売上高は、損害保険事業にあつては正味収入保険料、生命保険事業にあつては生命保険料、その他にあつては経常収益の金額を記載しております。

2 「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、その他の事業を含んでおりません。

3 報告セグメントの利益または損失の金額の合計額と四半期連結損益計算書計上額との差額および当該差額の主な内容（差異調整に関する事項）

（単位：百万円）

利益	金額
報告セグメント計	14,355
「その他」の区分の利益	△932
四半期連結損益計算書の四半期純利益	13,422

4 報告セグメントごとののれん等に関する情報

（のれんの金額の重要な変動）

「損害保険事業」セグメントにおいて、「企業結合等関係」に記載のとおり、平成22年5月31日に当社の連結子会社である株式会社損害保険ジャパンが Tenet Insurance Company Limited の株式を取得いたしました。なお、当該事象によるのれんの増加額は、当第1四半期連結累計期間においては2,609百万円であります。

（重要な負ののれん発生益）

「損害保険事業」セグメントにおいて、「企業結合等関係」に記載のとおり、平成22年4月1日に株式会社損害保険ジャパンを取得企業として株式移転により日本興亜損害保険株式会社を取得いたしました。なお、当該事象による負ののれん発生益の計上額は、当第1四半期連結累計期間においては149百万円であります。

(金融商品関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成22年6月30日)

時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表に含めておりません。

科目	四半期連結貸借 対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
現金及び預貯金	231,443	231,443	—
コールローン	98,271	98,271	—
買現先勘定	88,980	88,980	—
債券貸借取引支払保証金	29,720	29,720	—
買入金銭債権	67,334	67,334	—
金銭の信託	83,915	83,915	—
有価証券	6,301,819	6,364,693	62,874
貸付金	722,910		
貸倒引当金(※1)	△1,570		
	721,340	729,318	7,978
資産計	7,622,825	7,693,678	70,852
社債	128,000	128,844	844
負債計	128,000	128,844	844
デリバティブ取引(※2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	3,682	3,682	—
ヘッジ会計が適用されているもの	18,033	18,032	△1
デリバティブ取引計	21,715	21,714	△1

(※1) 貸付金に対応する一般貸倒引当金および個別貸倒引当金を控除しております。

(※2) その他資産およびその他負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で表示しております。

(注) 1 現金及び預貯金の時価の算定方法

短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

2 コールローンの時価の算定方法

短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

3 買現先勘定の時価の算定方法

短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

4 債券貸借取引支払保証金の時価の算定方法

短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

5 買入金銭債権の時価の算定方法

取引先金融機関から提示された価格によっております。

6 金銭の信託の時価の算定方法

信託財産として運用されている公社債は取引所の価格、日本証券業協会の公表する価格、取引先金融機関等から提示された価格および情報ベンダー等が公表する店頭平均価格等によっており、株式は取引所の価格によっております。また、外国証券は取引所の価格、業界団体等が公表する価格および取引先金融機関等から提示された価格等によっております。なお、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブは取引所の価格、為替予約は先物相場等を使用しております。

7 有価証券の時価の算定方法

公社債は取引所の価格、日本証券業協会の公表する価格および取引先金融機関等から提示された価格等によっており、株式は取引所の価格によっております。また、外国証券は取引所の価格および取引先金融機関等から提示された価格等によっております。

8 貸付金の時価の算定方法

貸付金の案件ごとに将来の回収予定キャッシュ・フローを、期間に対応したリスクフリーレートに信用リスクプレミアムと流動性プレミアムを付加した割引率により割り引いた金額、または、貸付金の種類および内部格付に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸付を行った場合に想定される利率で割り引いた金額を時価としております。また、破綻先、実質破綻先、破綻懸念先および一部の要管理先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値を時価とする方法、または、担保および保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算出しているため、時価は期末日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似していることから当該価額をもって時価とする方法によっております。

9 社債の時価の算定方法

将来キャッシュ・フローを、期間に対応したリスクフリーレートに信用リスクプレミアムと流動性プレミアム等を付加した割引率により割り引いた金額を時価としております。

10 デリバティブ取引の時価の算定方法

為替予約取引は、先物相場を使用しております。また、外貨とその他の外貨間で先物予約を行っている場合の「時価」の算定には、予約日におけるその他の外貨と円の先物相場を使用しております。

通貨オプション取引は、取引先金融機関から提示された価格によっております。

振当処理による通貨スワップ取引は、ヘッジ対象とされている貸付金と一体として処理されているため、その時価は当該貸付金の時価に含めて記載しております。

金利スワップ取引は、取引先金融機関から提示された価格または将来予想されるキャッシュ・フローを現在価値に割り引いて算出した時価によっております。

株価指数オプション取引は、主たる取引所における最終の価格によっております。

債券先物取引は、主たる取引所における最終の価格によっております。

クレジットデリバティブ取引は、取引先金融機関から提示された価格によっております。

天候デリバティブ取引は、契約期間、その他当該取引に係る契約を構成する要素を基礎として算定しております。

地震デリバティブ取引は、契約期間、その他当該取引に係る契約を構成する要素を基礎として算定しております。

その他の先渡取引は、取引先金融機関から提示された価格によっております。

(有価証券関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成22年6月30日)

1 満期保有目的の債券で時価のあるもの

種類	四半期連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
公社債	1,064,939	1,127,109	62,169
外国証券	85,561	85,736	175
合計	1,150,501	1,212,846	62,344

2 責任準備金対応債券で時価のあるもの

種類	四半期連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
公社債	10,442	10,972	530
合計	10,442	10,972	530

3 その他有価証券で時価のあるもの

種類	取得原価 (百万円)	四半期連結貸借対照表計上額 (百万円)	差額 (百万円)
公社債	2,456,168	2,535,300	79,132
株式	1,133,722	1,486,446	352,723
外国証券	1,112,585	1,056,449	△56,136
その他	127,660	129,891	2,231
合計	4,830,137	5,208,087	377,950

(注) 1 四半期連結貸借対照表において現金及び預貯金として処理している譲渡性預金ならびに買入金銭債権として処理している貸付債権信託受益権等を「その他」に含めて記載しております。

2 当第1四半期連結累計期間において、その他有価証券で時価のあるものについて4,824百万円減損処理を行っております。

なお、当社および国内連結子会社は、当該有価証券の減損にあたっては、原則として、四半期決算日の時価が取得原価に比べて30%以上下落したものを対象としております。

(デリバティブ取引関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成22年6月30日)

対象物の種類	取引の種類	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
通貨	為替予約取引			
	売建	61,427	2,841	2,841
	買建	43,805	△1,443	△1,443
	通貨オプション取引			
	売建	18,199 (182)	△0	182
	買建	16,810 (182)	1,605	1,422
金利	金利スワップ取引	15,000	63	63
株式	株価指数オプション取引			
	売建	5,417 (205)	△16	188
	買建	4,400 (205)	508	303
債券	債券先物取引			
	売建	478	△9	△9
その他	クレジットデリバティブ取引			
	売建	7,000	△9	△9
	買建	4,000	10	10
	天候デリバティブ取引			
	売建	463 (17)	△23	△5
	買建	24 (-)	-	-
	地震デリバティブ取引			
	売建	4,130 (138)	△21	116
	買建	3,447 (358)	172	△186
	その他の先渡取引			
	買建	67	2	2
合計		—	3,682	3,479

(注) 1 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引については、開示の対象から除いております。

2 「契約額等」欄の()書きは、オプション料の金額であります。

(企業結合等関係)

当第1四半期連結会計期間(自平成22年4月1日至平成22年6月30日)

1 取得による企業結合

(1) 被取得企業の名称およびその事業の内容、企業結合を行った主な理由、企業結合日、企業結合の法的形式、結合後企業の名称、取得した議決権比率ならびに取得企業を決定するに至った主な根拠

① 被取得企業の名称およびその事業の内容

日本興亜損害保険株式会社 損害保険事業

② 企業結合を行った主な理由

日本における中長期的に大きな課題である少子化・高齢化、人口減少社会の到来や世界レベルでの気候変動・地球温暖化の進行によるリスクの増加、また、個人のライフスタイルの変化に伴うニーズの多様化等に対して、企業は的確な対応を行い、社会の安全・お客さまの安心に貢献することが強く求められております。

株式会社損害保険ジャパンおよび日本興亜損害保険株式会社は、このような共通認識のもと、両社120年に及ぶ歴史の中で培ってきた強みを1つのグループとして共有し、「お客さまに最高品質の安心とサービスをご提供し、社会に貢献する新たなソリューション・サービスグループ」を創設することといたしました。

③ 企業結合日

平成22年4月1日

④ 企業結合の法的形式

株式移転

⑤ 結合後企業の名称

NK S Jホールディングス株式会社

⑥ 取得した議決権比率

100%

⑦ 取得企業を決定するに至った主な根拠

総体としての株主が占める相対的な議決権比率等を勘案した結果、株式会社損害保険ジャパンを取得企業といたしました。

(2) 四半期連結累計期間に係る四半期連結損益計算書に含まれる被取得企業の業績の期間

平成22年4月1日から平成22年6月30日まで

(3) 被取得企業の取得原価およびその内訳

取得の対価	444,248百万円
新株予約権価額	713百万円
取得原価	444,962百万円

(4) 株式の種類別の移転比率およびその算定方法ならびに交付した株式数

① 株式の種類別の移転比率

株式会社損害保険ジャパンの普通株式1株に対して当社の普通株式1株を、日本興亜損害保険株式会社の普通株式1株に対して当社の普通株式0.9株を割当て交付いたしました。

② 株式移転比率の算定方法

株式会社損害保険ジャパンおよび日本興亜損害保険株式会社は、本件株式移転に用いられる株式移転比率の算定にあたって公正性を期すため、株式会社損害保険ジャパンは野村証券株式会社、みずほ証券株式会社、ゴールドマン・サックス証券株式会社に対し、また日本興亜損害保険株式会社はメリルリンチ日本証券株式会社、三菱UFJ証券株式会社に対し、それぞれ本経営統合に係る株式移転比率の算定を依頼し、それらの算定結果を参考に、それぞれ両社の財務の状況、資産の状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案し、両社で株式移転比率について慎重に交渉・協議を重ねた結果、最終的に上記株式移転比率が妥当であるとの判断に至り、上記株式移転比率を合意・決定いたしました。

③ 交付した株式数

株式会社損害保険ジャパン	984,055,299株
日本興亜損害保険株式会社	677,207,979株

- (5) 負ののれん発生益の金額および発生原因
- ① 負ののれん発生益の金額
149百万円
 - ② 発生原因
受け入れた資産および引き受けた負債に配分された純額が企業結合日時点の企業評価に基づく投資額を上回ったことによります。
- (6) 企業結合日に受け入れた資産および引き受けた負債の額ならびにその主な内訳
- | | |
|-------------|---------------|
| 資産合計 | 3,064,910百万円 |
| (うち有価証券) | 2,180,871百万円) |
| 負債合計 | 2,619,450百万円 |
| (うち保険契約準備金) | 2,482,288百万円) |
- (7) 企業結合が当連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当四半期連結累計期間に係る四半期連結損益計算書に及ぼす影響の概算額
企業結合日が、当四半期連結累計期間の開始の日のため、該当ありません。

2 取得による企業結合

- (1) 被取得企業の名称およびその事業の内容、企業結合を行った主な理由、企業結合日、企業結合の法的形式、結合後企業の名称、取得した議決権比率ならびに取得企業を決定するに至った主な根拠
- ① 被取得企業の名称およびその事業の内容
Tenet Insurance Company Limited 損害保険事業
 - ② 企業結合を行った主な理由
シンガポールおよび東南アジア域内における一層の事業基盤強化・拡大を目指すことを目的として、同社を子会社化いたしました。
 - ③ 企業結合日
平成22年5月31日
 - ④ 企業結合の法的形式
現金を対価とする株式取得
 - ⑤ 結合後企業の名称
Tenet Insurance Company Limited
 - ⑥ 取得した議決権比率
100%
 - ⑦ 取得企業を決定するに至った主な根拠
当社の連結子会社である株式会社損害保険ジャパンによる現金を対価とする株式取得であることによります。
- (2) 四半期連結累計期間に係る四半期連結損益計算書に含まれる被取得企業の業績の期間
平成22年6月30日をみなし取得日としているため、該当ありません。
- (3) 被取得企業の取得原価およびその内訳
- | | |
|------------|--------------|
| 取得の対価 | 97百万シンガポールドル |
| 取得に直接要した費用 | 1百万シンガポールドル |
| 取得原価 | 98百万シンガポールドル |
- (4) 発生したのれんの金額、発生原因ならびに償却方法および償却期間
- ① 発生したのれんの金額
38百万シンガポールドル
 - ② 発生原因
取得原価が受け入れた資産および引き受けた負債に配分された純額を上回ったことによります。
 - ③ 償却方法および償却期間
20年間にわたる均等償却

(5) 企業結合日に受け入れた資産および引き受けた負債の額ならびにその主な内訳

資産合計	122百万シンガポールドル
（うち預貯金	72百万シンガポールドル)
負債合計	62百万シンガポールドル
（うち保険契約準備金	55百万シンガポールドル)

(1株当たり情報)

1 1株当たり純資産額

当第1四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日)	
1株当たり純資産額	658.04円

(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第1四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日)
純資産の部の合計額(百万円)	1,097,536
純資産の部の合計額から控除する金額 (百万円)	4,878
(うち新株予約権(百万円))	(1,776)
(うち少数株主持分(百万円))	(3,101)
普通株式に係る四半期連結会計期間末 の純資産額(百万円)	1,092,658
1株当たり純資産額の算定に用いられた 四半期連結会計期間末の普通株式の 数(千株)	1,660,450

2 1株当たり四半期純利益金額等

当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)	
1株当たり四半期純利益金額	8.08円
潜在株式調整後 1株当たり四半期純利益金額	8.07円

(注) 1株当たり四半期純利益金額および潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額	
四半期純利益(百万円)	13,422
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	—
普通株式に係る四半期純利益 (百万円)	13,422
普通株式の期中平均株式数 (千株)	1,661,096
(2) 潜在株式調整後 1株当たり四半期純利益金額	
四半期純利益調整額(百万円)	—
普通株式増加数(千株)	2,074
(うち新株予約権(千株))	(2,074)

(重要な後発事象)

当第1四半期連結会計期間
(自 平成22年4月1日
至 平成22年6月30日)

(子会社の合併および直接子会社化)

当社の主要子会社である株式会社損害保険ジャパンおよび日本興亜損害保険株式会社は、それぞれのアセットマネジメント子会社である損保ジャパン・アセットマネジメント株式会社およびゼスト・アセットマネジメント株式会社を合併し、当社の直接子会社とすることを、平成22年7月30日開催の取締役会において決議いたしました。組織再編後の子会社の概要、目的等は以下のとおりであります。

1 合併および直接子会社化の目的

NKS Jグループにおける資産運用体制を強化するため、合併を行います。また、NKS Jグループの資産運用機能を集中させる戦略会社として、当社の間接子会社から直接子会社へと位置づけを変更いたします。

2 組織再編後の状況

商号：損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社

所在地：東京都中央区

事業内容：投資顧問業、証券投資信託委託業

資本金：1,550百万円

3 合併および直接子会社化の期日

平成22年10月1日（予定）

4 合併の方式

損保ジャパン・アセットマネジメント株式会社を存続会社とする吸収合併方式

5 合併比率

ゼスト・アセットマネジメント株式会社の普通株式1株に対して、損保ジャパン・アセットマネジメント株式会社の普通株式1,204,167株の割当交付を予定しております。

また、当該組織再編により発行する損保ジャパン・アセットマネジメント株式会社の新株式数は普通株式7,225株を予定しております。

6 直接子会社化の方法

株式会社損害保険ジャパンおよび日本興亜損害保険株式会社が保有する新アセットマネジメント会社の株式を当社に現物配当する予定としております。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年 8 月13日

NK S J ホールディングス株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 英 公一 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 臼倉 健司 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 羽柴 則央 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているNK S J ホールディングス株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、NK S J ホールディングス株式会社及び連結子会社の平成22年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- ※ 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
- 2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

【表紙】

【提出書類】 確認書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の8第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成22年8月13日

【会社名】 NKSJホールディングス株式会社

【英訳名】 NKSJ Holdings, Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役会長 兵 頭 誠
代表取締役社長 佐 藤 正 敏

【最高財務責任者の役職氏名】 該当なし

【本店の所在の場所】 東京都新宿区西新宿一丁目26番1号

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
株式会社大阪証券取引所
(大阪府中央区北浜一丁目8番16号)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役会長 兵頭 誠および代表取締役社長 佐藤 正敏は、当社の第1期第1四半期(自平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。